

# 第2期ふじみ野市障がい者プラン (案)



は じ め に

# 目次

---

<b>第1部 総論</b> .....	<b>1</b>
第1章 計画の策定にあたって.....	2
第1節 計画策定の趣旨.....	2
第2節 計画の概要.....	3
第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....	6
第1節 障がいのある人の状況.....	6
第2節 アンケート・ヒアリングからみられる状況.....	11
第3章 計画の基本的な考え方.....	18
第1節 基本理念.....	18
第2節 基本目標.....	19
第3節 施策の体系.....	20
<b>第2部 第4期障がい者基本計画</b> .....	<b>23</b>
基本目標1 お互いを理解し、支え合う地域づくりを進めます.....	24
基本目標2 地域で暮らし続ける体制をつくります.....	27
基本目標3 一人ひとりの子どもによりそい、成長を支えます.....	32
基本目標4 自立と社会参加の仕組みをつくります.....	36
基本目標5 すべての人に住みやすいまちづくりを進めます.....	40
<b>第3部 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画</b> .....	<b>46</b>
第1章 基本方針.....	48
第2章 成果目標.....	50
第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	50
第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	51
第3節 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	52
第4節 福祉施設から一般就労への移行等.....	53
第5節 障がい児支援の提供体制の整備等.....	54
第6節 相談支援体制の充実・強化等.....	55
第7節 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	56
第3章 障害福祉サービスの見込量.....	57
第1節 訪問系サービス.....	57
第2節 日中活動系サービス.....	59
第3節 居住系サービス.....	61
第4節 相談支援.....	62
第4章 地域生活支援事業の見込量.....	63
第1節 必須事業.....	63

第2節 任意事業.....	70
第5章 障害児福祉サービスの見込量.....	71
第1節 障害児通所支援、障害児相談支援等.....	71
第2節 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制.....	73
第6章 その他の障がい者（児）への支援体制.....	74
第4部 計画の推進体制.....	75

障害の「害」という漢字の否定的なイメージを考慮し、本計画では法律用語、固有名称を除いて「障がい」と表記しています。



# 第1部 総論

---

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 第1節 計画策定の趣旨

本市では、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、平成29年度に障がい者基本計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画を一体化して「ふじみ野市障がい者プラン」を策定し、各種施策を推進しています。

これまで障がい者相談・就労支援センターの機能強化による相談支援体制の充実、児童発育・発達支援センターを中核とする早期発見、早期療育の推進など、障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるような環境整備に取り組んできました。一方で今後の施策の方向性として個人や世帯の抱える複合的な課題に対応していくための包括的な支援や分野をまたがるサービス提供も必要となっています。

国においては、近年、障害者権利条約の批准を契機として、障がいのある人に関わる法律や制度は大きく変化しています。その他、高齢福祉、子ども・子育て支援等についても各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

こうした社会背景や本市における障がいのある人のニーズ等を踏まえ、「第2期ふじみ野市障がい者プラン」（以下「本計画」という。）を策定します。

また、本計画では2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現を前提に各種施策を進めます。



## 第2節 計画の概要

### ▼近年の障がい者施策に関わる主な社会動向

平成 28 年4月 「障害者差別解消法」施行 → 障害者差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等
平成 28 年4月 「障害者の雇用の促進等に関する法律」(改正障害者雇用促進法)一部施行 → 雇用分野における障害者差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等
平成 28 年5月 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」改正(平成 30 年4月施行) → 自立生活援助や就労定着支援の創設、医療的ケア児支援の規定、障害児福祉計画の策定義務 等
平成 28 年8月 改正「発達障害者支援法」施行 → 社会的障壁の除去、切れ目のない支援などの理念への追加 等
平成 30 年4月 改正「社会福祉法」施行 → 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定 → 市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定 等
平成 30 年5月 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正(改正「バリアフリー法」)(平成 30 年 11 月施行) → 理念規定を設け、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を明確化 → バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化 等
平成 30 年6月 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行 → 障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進
平成 30 年 12 月 「ユニバーサル社会実現推進法」成立 → ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする
令和元年6月 改正「障害者雇用促進法」成立(令和元年6月／令和元年9月／令和2年4月施行) → 障がい者の活躍の場の拡大に関する措置 → 国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置 等
令和元年6月 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)成立 → 障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする
令和2年6月 改正「社会福祉法」成立 → 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 → 社会福祉連携推進法人制度の創設 等
令和2年5月 改正「バリアフリー法」成立(令和3年4月施行) → 「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策の取組強化 → 国民に向けた広報啓発の取組推進 等
<b>【参考】</b> 令和2年3月 埼玉県ケアラー支援条例(全国初) → ケアラー <sup>※1</sup> の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、すべてのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的として制定

#### ※1 ケアラー

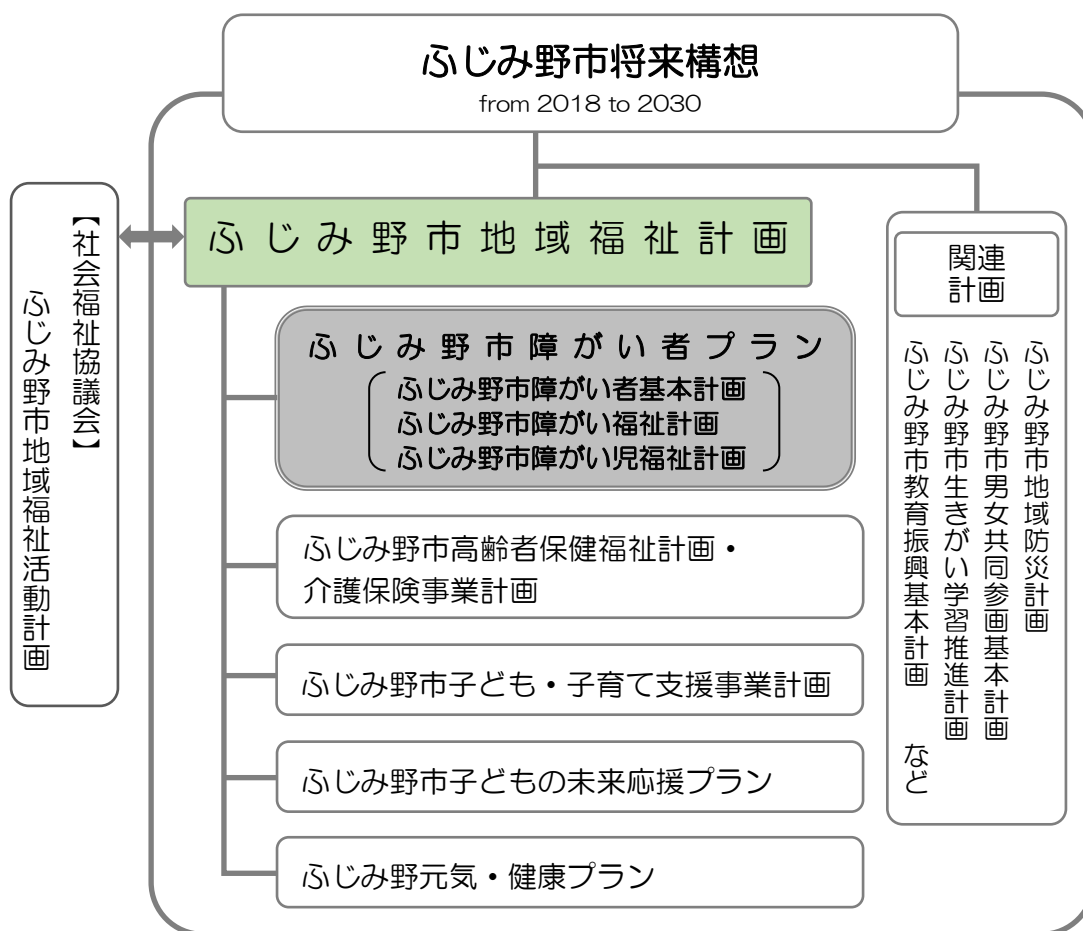
高齢、身体上、精神上の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話、その他の援助を行っている人のことです。

# 1 計画の位置づけ

ふじみ野市障がい者基本計画は、障害者基本法に基づくもので、本市の障がいのある人のニーズや課題をまとめ、取り組むべき障がい者施策の方向性について定めます。

ふじみ野市障がい福祉計画・障がい児福祉計画は障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス、地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する基本的な目標と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標を定めます。

なお、策定にあたっては、国の障害者基本計画及び埼玉県障害者支援計画を踏まえて策定します。また、本市の福祉分野を統括するふじみ野市地域福祉計画をはじめとする他の計画との整合を図ります。



## 2 計画の期間

第4期障がい者基本計画、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画はいずれの計画も令和3年度からとし、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の最終年度は令和5年度、障がい者基本計画の最終年度は令和8年度とします。

ただし、計画期間中に、本計画の根幹となる法律や制度などの改正があった場合や社会情勢、ニーズの変化に伴って新しい課題に対応する必要が生じた場合には、必要に応じて、計画の見直しを行います。

### ▼計画の期間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者基本計画	第4期 令和3年度～令和8年度					
障がい福祉計画	第6期 令和3年度～令和5年度			第7期		
障がい児福祉計画	第2期 令和3年度～令和5年度			第3期		

## 3 計画の対象者

本計画の対象者は、障がいのあるなしに関わらず、すべての市民、事業者、行政、各種団体などとなります。

また、本計画の「障がいのある人」の範囲は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい<sup>※2</sup>、高次脳機能障がい<sup>※3</sup>を含む。）、難病その他の心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

### ※2 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状は様々であり、症状は人により異なります。

### ※3 高次脳機能障がい

事故や病気などで脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出る障がいのこと。症状は損傷を受けた脳の部分や範囲によって異なり、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどがあります。

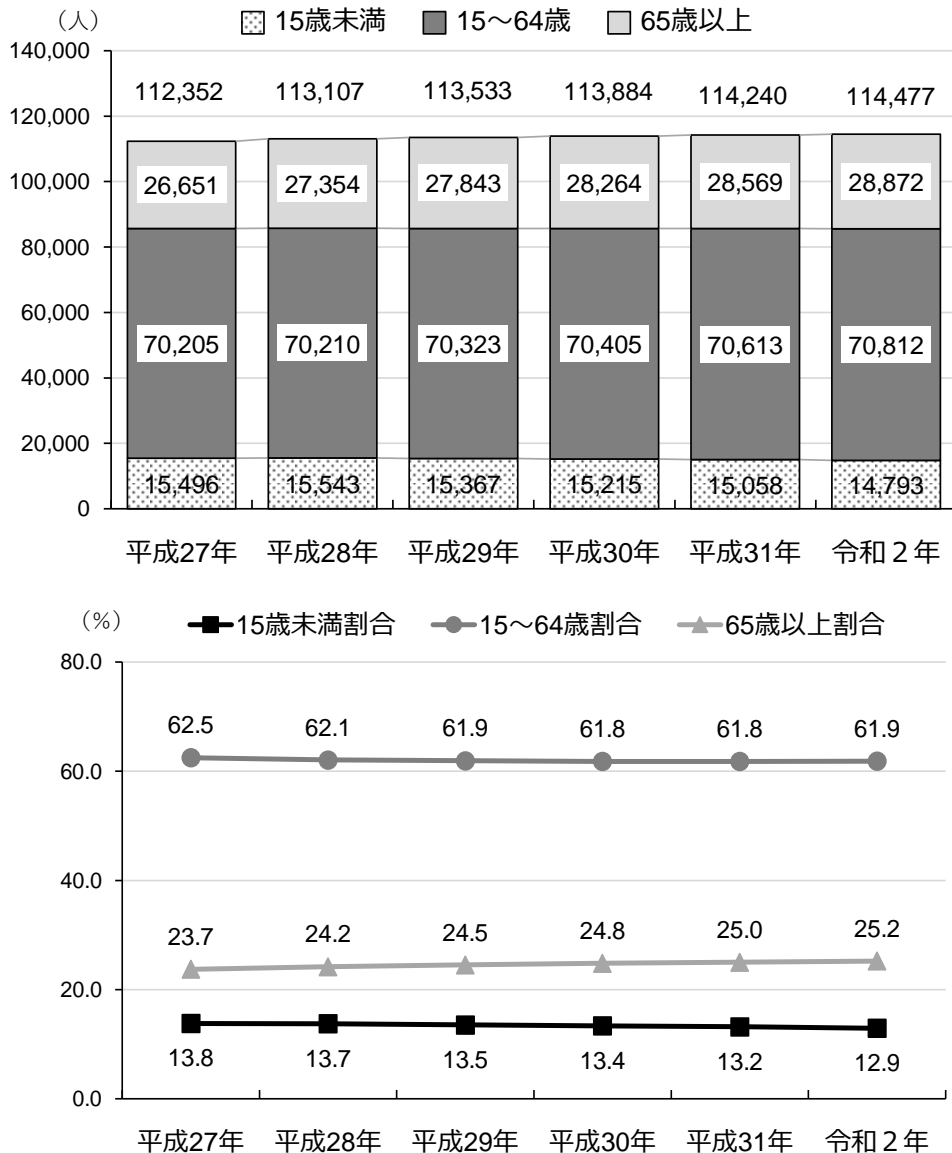
## 第2章 障がいのある人を取り巻く現状

### 第1節 障がいのある人の状況

#### 1 総人口

本市の総人口は、令和2年4月1日現在では114,477人と微増しており、平成27年より2,125人増え、1.9%増となっています。年齢構成では、平成27年より令和2年は15歳未満が703人減、15～64歳は607人増ですが、65歳以上は2,221人増で8.3%増と増加しており、総人口に占める割合は、15歳未満は緩やかに低下していますが、65歳以上は上昇を続けて令和2年は25.2%となっています。今後も少子高齢化が一段と進展していくことが予想されます。

#### ▼市の総人口の推移

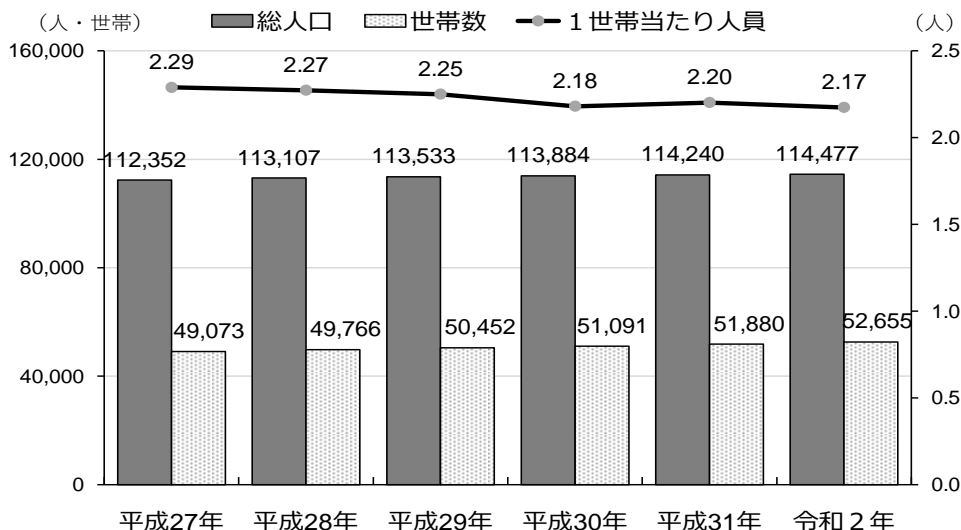


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## 2 世帯数

世帯数は令和2年4月1日現在で52,655世帯と、平成27年よりも3,582世帯増えて7.3%増となり、総人口の伸び率を上回っています。そのため、1世帯当たり人員は減少傾向で、平成30年に2.2人を下回り、令和2年には2.17人と、少人数による世帯構成が進んでいる状況がうかがえます。

### ▼世帯数の推移



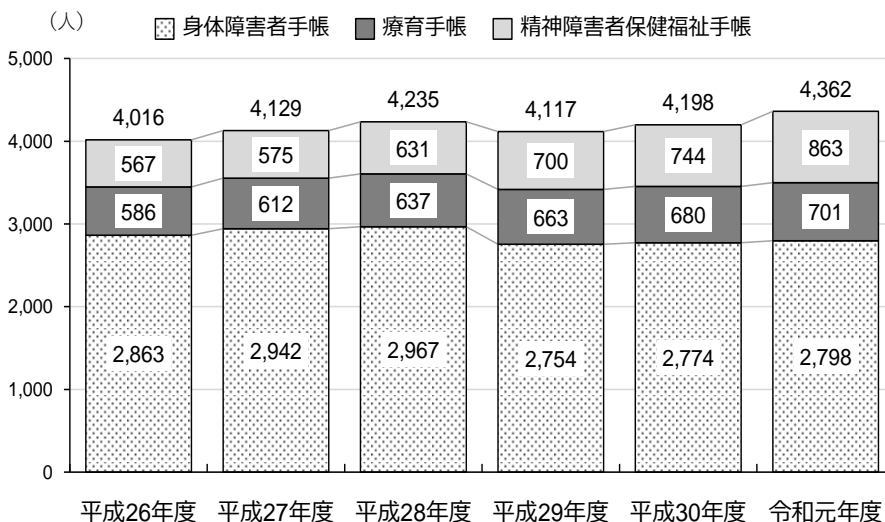
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

## 3 障害者手帳交付数の状況

### (1) 障害者手帳の交付状況

障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の交付数(重複含む)は、令和元年度は4,362人となっています。3障がいともに近年増加傾向にあります。

### ▼3種の障害者手帳の交付数の推移



(注)平成29年度以降の減少は、転出等の異動に伴うデータ整理による(以下同様)。

資料:障がい福祉課(各年度末現在)

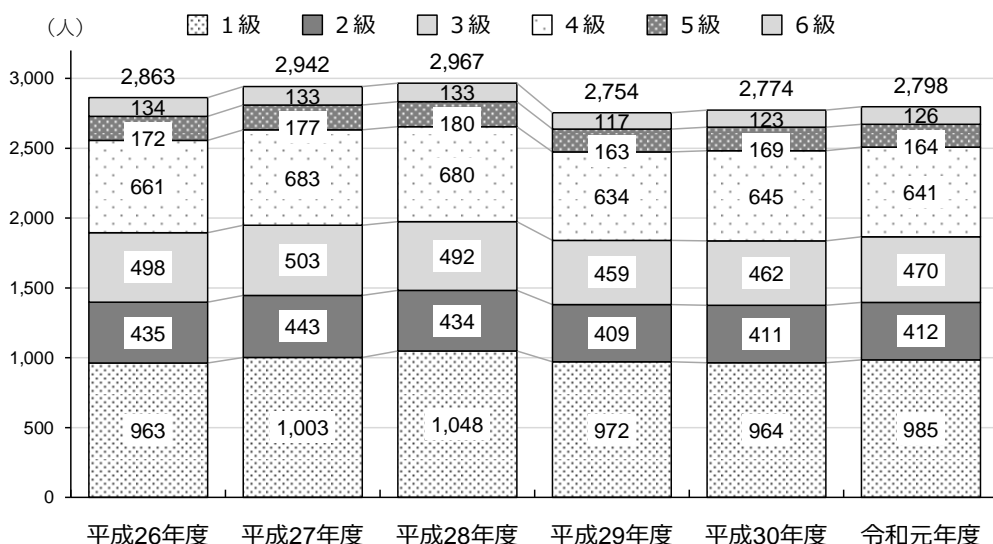
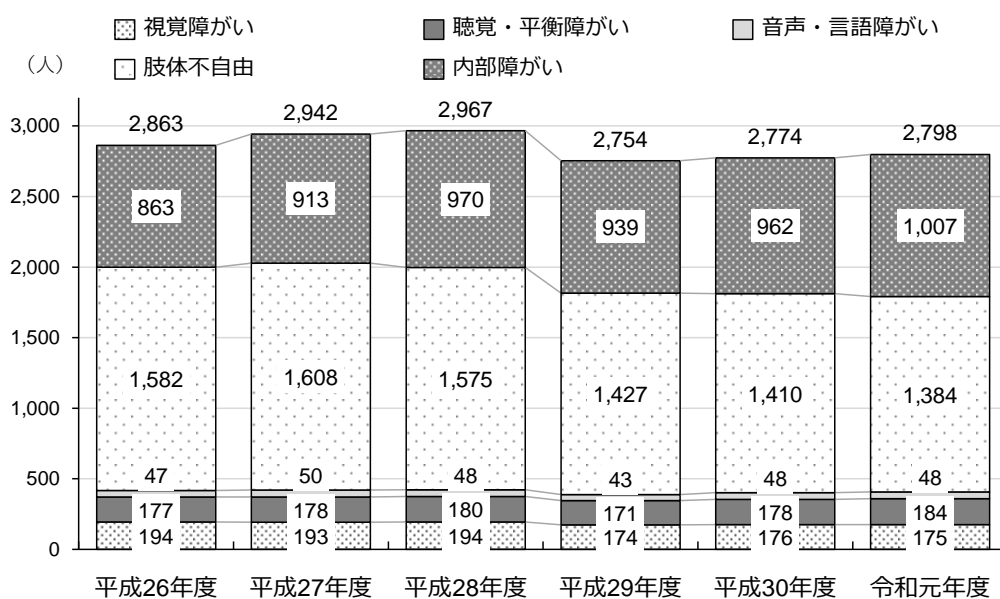
## (2) 身体障害者手帳の交付状況

身体障害者手帳の交付数は、令和元年度は2,798人となっています。

障がいの種類では、令和元年度は肢体不自由（1,384人）が最も多く、次いで内部障がい（1,007人）、聴覚・平衡障がい（184人）、視覚障がい（175人）、音声・言語障がい（48人）となっています。

障がいの等級では、令和元年度は1級（985人）が最も多く、次いで4級（641人）、3級（470人）、2級（412人）、5級（164人）、6級（126人）となっています。

### ▼身体障害者手帳の交付状況(種類・等級)



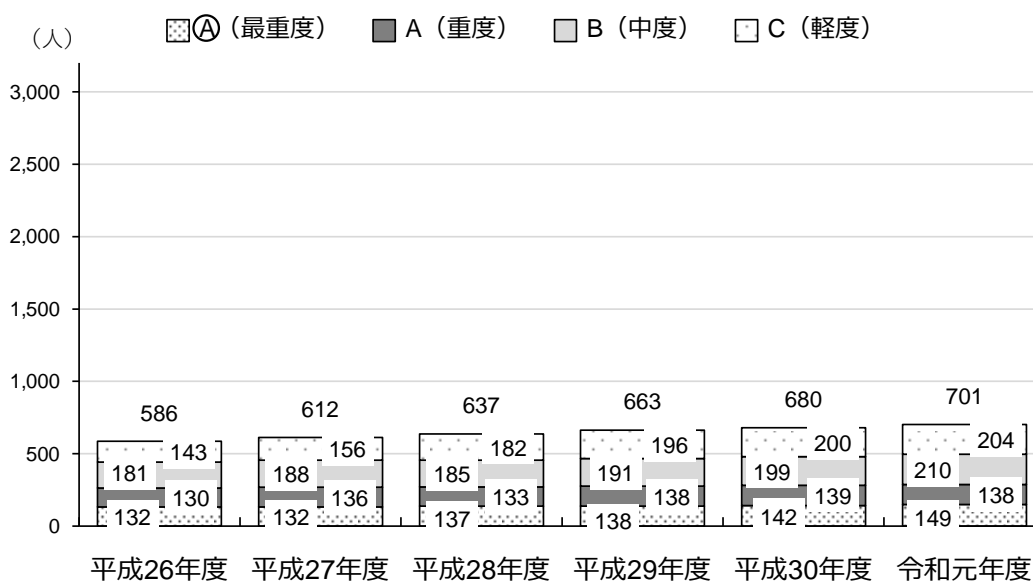
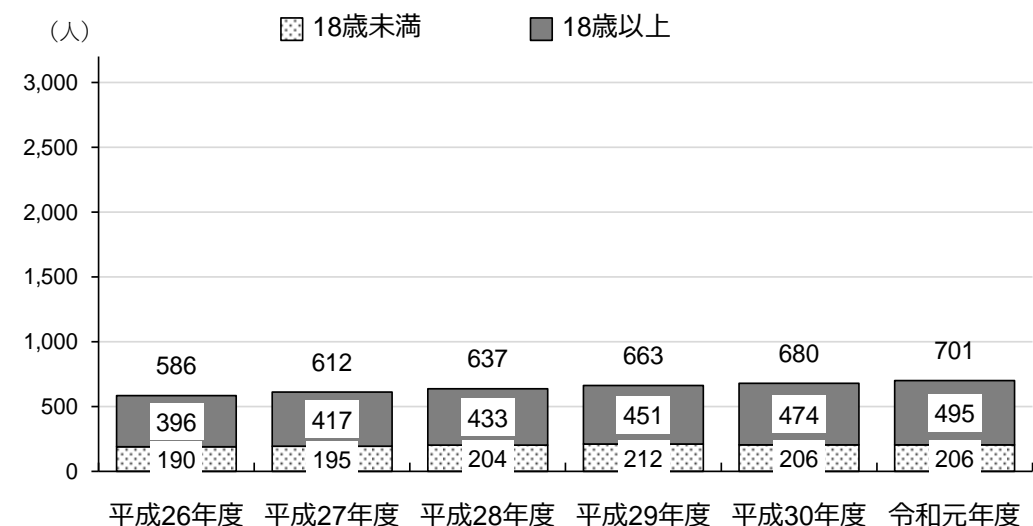
資料：障がい福祉課（各年度末現在）

### (3) 療育手帳の交付状況

療育手帳の交付者は微増しており、令和元年度は701人で平成26年度から115人増え、19.6%増となっています。

障がいの程度別では、令和元年度はB（中度）（210人）が最も多く、C（軽度）（204人）、㉠（最重度）（149人）、A（重度）（138人）となっています。

#### ▼療育手帳の交付数の状況（年代・程度）



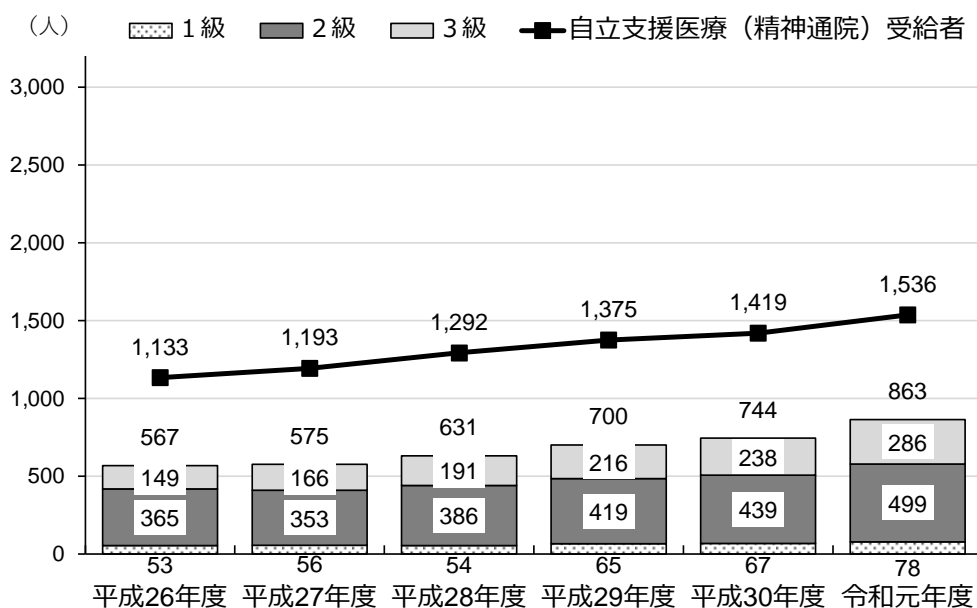
資料：障がい福祉課（各年度末現在）

#### (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

精神障害者保健福祉手帳の交付者と自立支援医療（精神通院）受給者はともに増加傾向で、令和元年度は精神障害者保健福祉手帳の交付者は863人、自立支援医療（精神通院）受給者は1,536人となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付者の等級では、令和元年度は2級が499人と最も多く、3級（286人）、1級（78人）となっています。

##### ▼精神障害者保健福祉手帳の交付状況

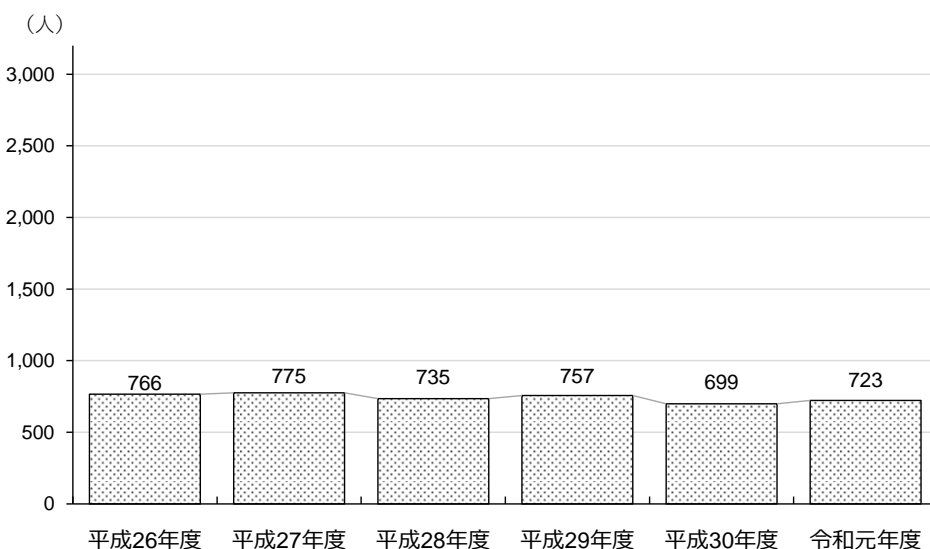


資料：障がい福祉課（各年度末現在）

#### (5) 難病患者見舞金の支給状況

難病患者見舞金の支給件数は、近年はおおむね750人前後で推移しており、令和元年度は723人となっています。

##### ▼難病患者見舞金の支給状況



資料：障がい福祉課（各年度末現在）



## 第2節 アンケート・ヒアリングからみられる状況

### 1 アンケート調査の概要

#### (1) 調査対象者

障がい者調査： 市内に居住する13歳以上70歳未満の障がい者

障がい児調査： 市内に居住する12歳以下の障がい児

一般市民調査： 市内に居住する18歳以上の人

#### (2) 調査期間

令和元年12月25日～令和2年1月14日（一般市民は2月5日まで）

#### (3) 回収結果

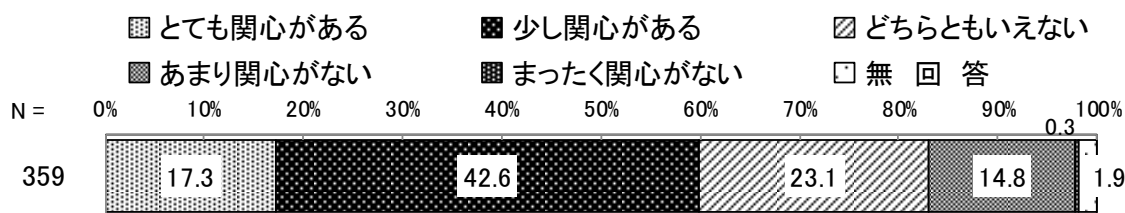
	配布数	回収数	回収率
障がい者調査	1,218件	498件	40.9%
障がい児調査	282件	140件	49.6%
一般市民調査	1,000件	359件	35.9%

## 2 相互理解・啓発活動等について

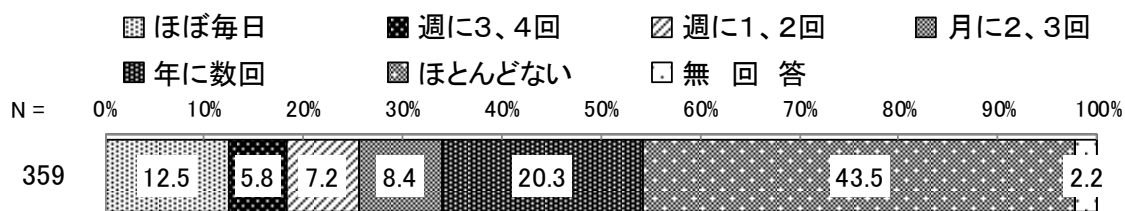
障がい福祉の関心度は『関心がある（「とても関心がある」と「少し関心がある」の合計）』は、59.9%となっています。障がいのある人と接する機会は、「ほとんどない」が43.5%と最も多く、次いで「年に数回」が20.3%となっています。

障がいのある人への市民の理解を深めるのに必要なこととして、「学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う（36.8%）」が最も多く、次いで「日ごろから障がいのある方と接する機会を設ける（22.0%）」、「企業が積極的に実習や就労を受け入れる（14.2%）」と続いています。

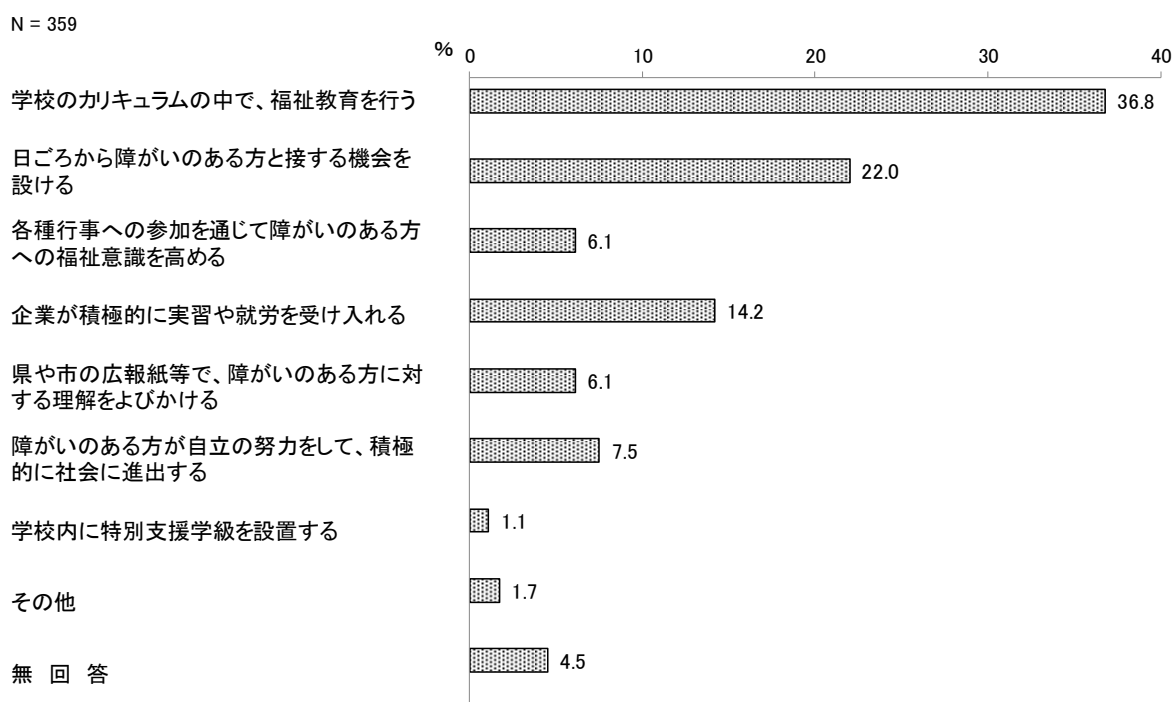
### ▼障がい福祉の関心度（一般市民）



### ▼障がいのある人と接する機会（一般市民）



### ▼障がいのある人への理解を深めるために必要なこと（一般市民）

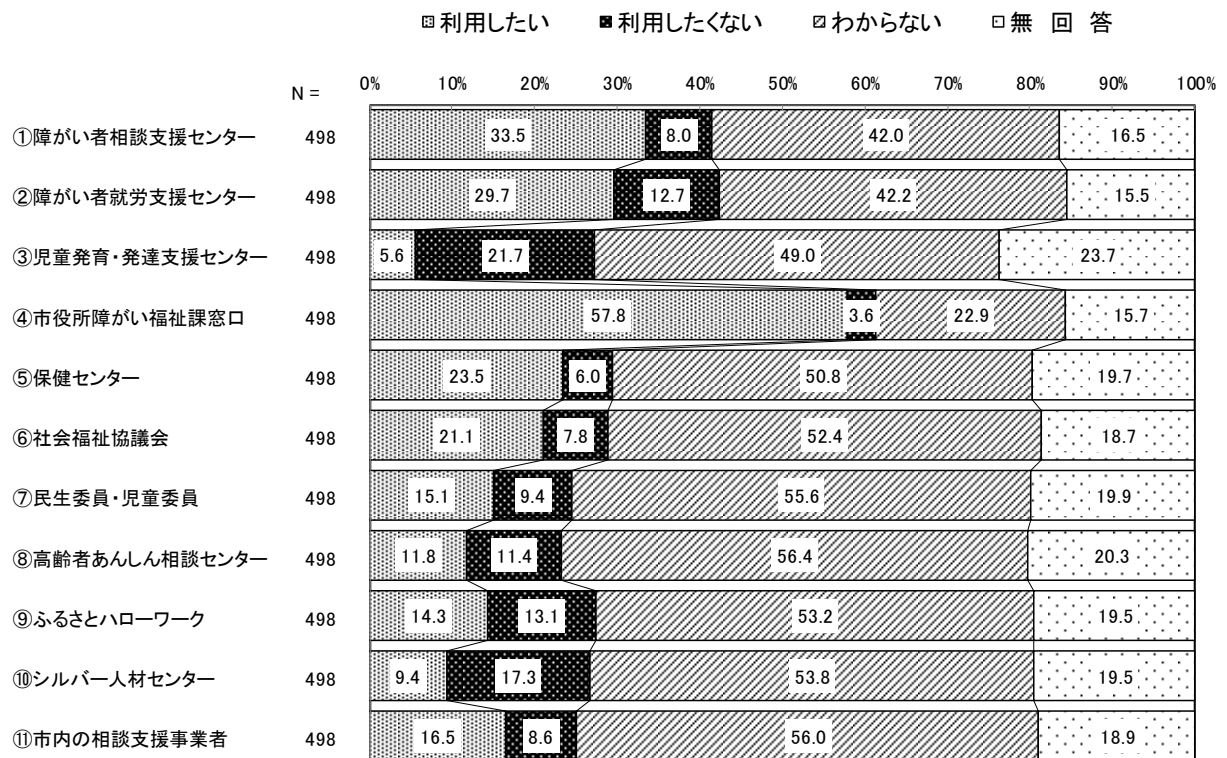
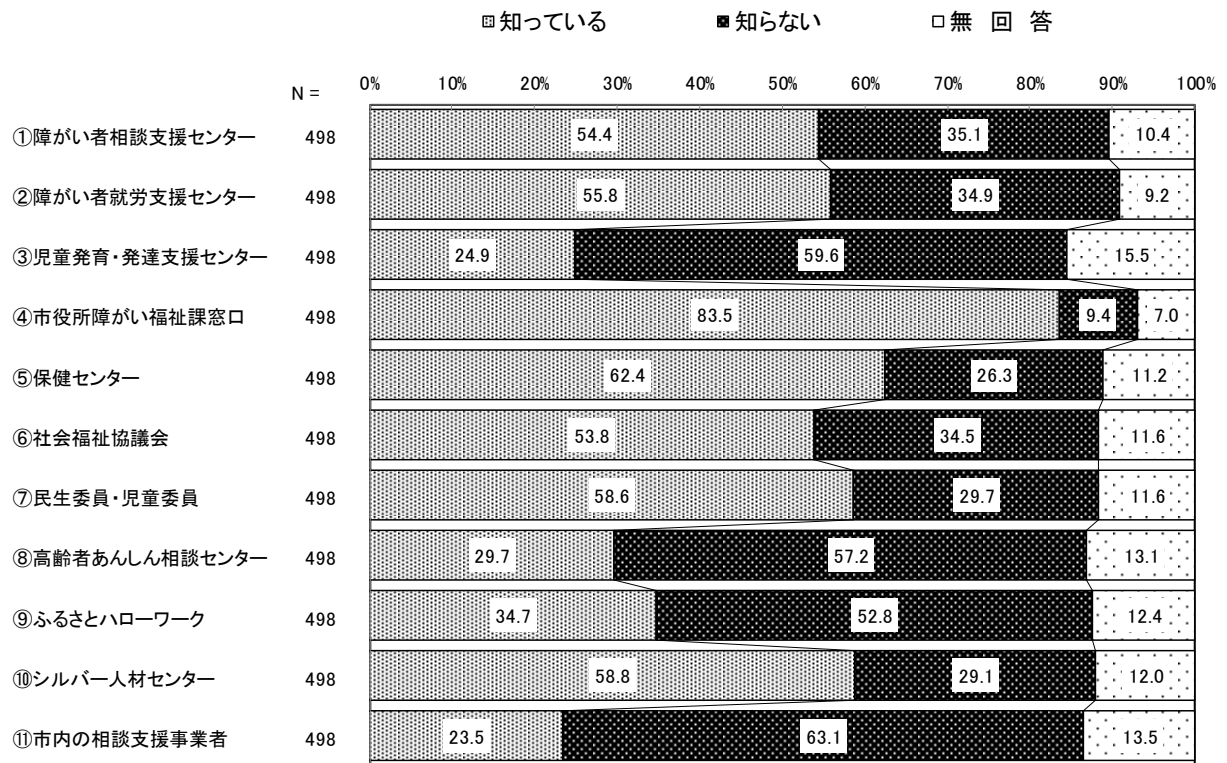


資料：障がい者福祉に関するアンケート（令和元年度）

### 3 相談支援体制について

相談機関の認知度では、「市役所障がい福祉課窓口」が83.5%で最も多くなっています。一方、利用意向については、多くの相談機関で認知度に比べて少なくなっています。

#### ▼相談機関の認知度及び利用意向(障がい者)



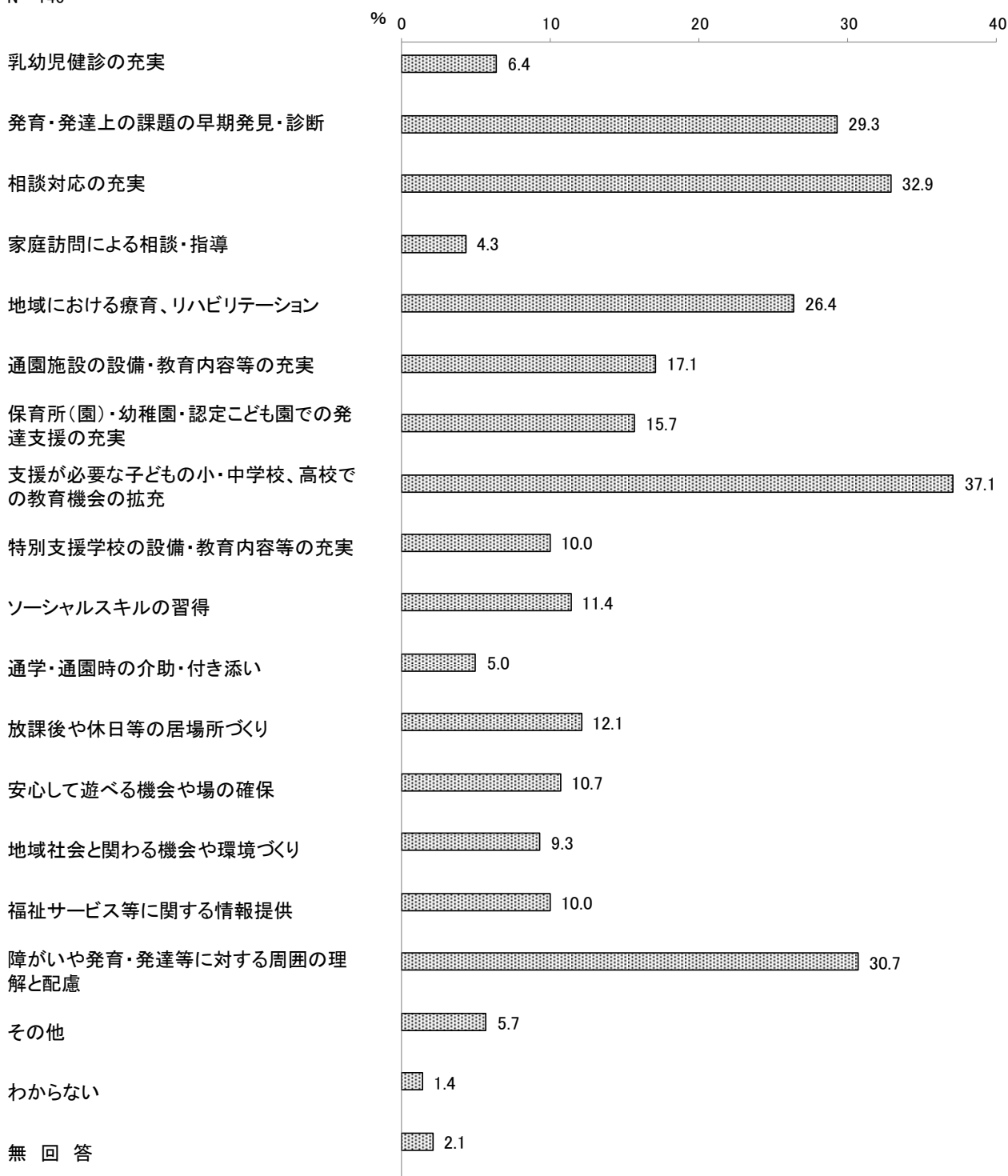
資料：障がい者福祉に関するアンケート(令和元年度)

## 4 障がい児の支援体制について

支援が必要な子どもに重要なこととして、「支援が必要な子どもの小・中学校、高校での教育機会の拡充（37.1%）」が最も多く、「相談対応の充実（32.9%）」、「障がいや発育・発達等に対する周囲の理解と配慮（30.7%）」、「発育・発達上の課題の早期発見・診断（29.3%）」、「地域における療育、リハビリテーション（26.4%）」と続いています。

### ▼支援が必要な子どもに重要なこと(障がい児・複数回答)

N = 140



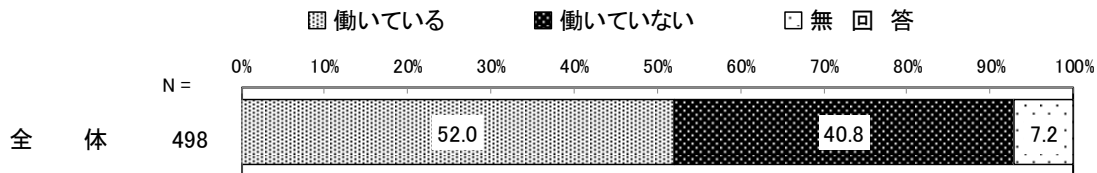
資料：障がい者福祉に関するアンケート(令和元年度)

## 5 就労支援等について

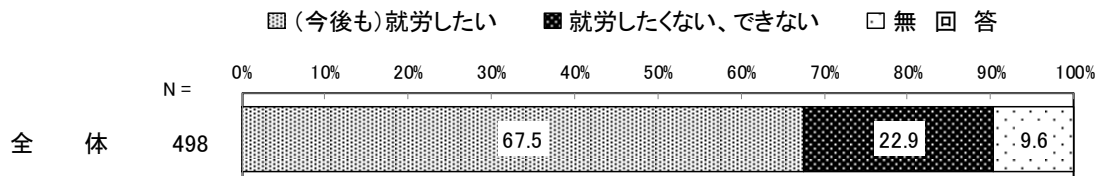
現在の就職状況は、「働いている」が52.0%と約半数となっています。今後の就労意向についても、「(今後も) 就労したい」が67.5%と多くの方が就労を希望しています。

また、希望の就労形態として、全体集計では「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない就労形態(27.7%)」が最も多いですが、障がいごとでは希望する就労形態に差が見られます。

### ▼就職状況(障がい者)



### ▼今後の就労意向(障がい者)



### ▼希望の就労形態(障がい者)

	正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない就労形態	正職員で短時間勤務など配慮のある勤務	パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員	自営業	就労継続支援事業所などの福祉サービス事業所での勤務	その他	無回答
全体	27.7%	20.2%	24.4%	2.7%	20.2%	3.9%	0.9%
身体障がい	34.8%	18.5%	29.3%	1.1%	10.9%	4.3%	1.1%
知的障がい	11.8%	17.6%	15.7%	2.0%	47.1%	4.9%	1.0%
精神障がい	26.4%	29.7%	22.0%	2.2%	16.5%	2.2%	1.1%
難病患者の医療受給者等	28.4%	21.6%	19.6%	3.4%	22.3%	4.1%	0.7%

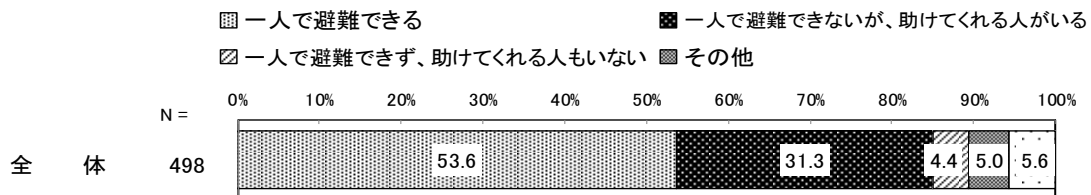
資料：障がい者福祉に関するアンケート(令和元年度)

## 6 防災対策等について

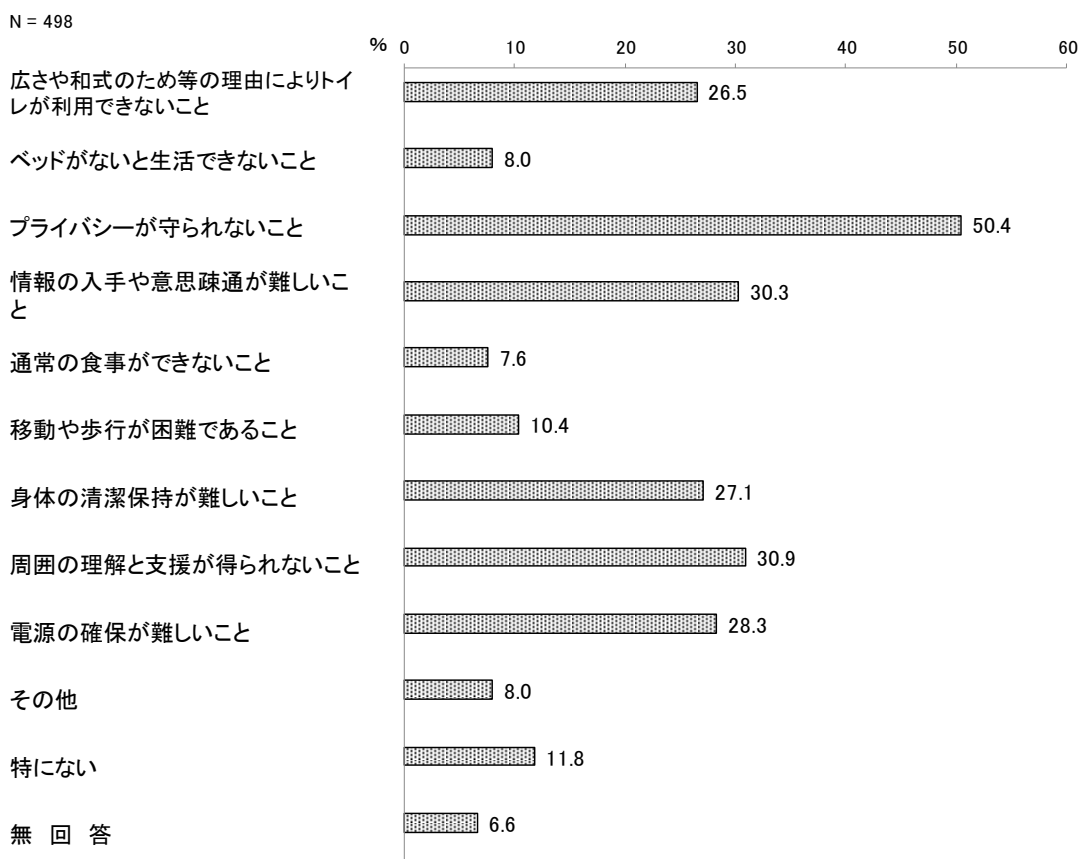
災害時に一人で避難できるかについては、全体集計では「一人で避難できる」が53.6%と半数を占めていますが、「一人で避難できず、助けてくれる人もいない」が4.4%あり、支援体制の確立が課題です。

避難所の生活で困ることとして、「プライバシーが守られないこと（50.4%）」が最も多く、次いで「周囲の理解と支援が得られないこと（30.9%）」、「情報の入手や意思疎通が難しいこと（30.3%）」が続いています。

### ▼災害時の自力での避難（障がい者）



### ▼避難所の生活で困ること（障がい者・複数回答）



資料：障がい者福祉に関するアンケート（令和元年度）

## 7 障がい者団体・障害福祉サービス事業所からの主な意見・課題

### ▼障がい者団体

団体の活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・各団体において、会員の高齢化や新規会員の確保が課題とされています。</li><li>・活動内容の周知が難しいという意見もあがっています。</li></ul>
障がいのある人への理解、交流	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいのあるなしにかかわらず、一緒になってスポーツをしたり、交流できる機会を求める意見があがっています。</li><li>・障がいについてや障がいに関するマークなどの一層の周知を求める意見も出ました。</li></ul>
情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいの種類によって広報や資料、職員の説明を使い分けるなど、分かりやすさに配慮してほしいという要望がありました。</li></ul>
災害対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難情報の発信や避難所における情報の伝わりにくさが指摘されています。</li><li>・障がいの種類によって避難所における必要な支援も異なるため、個々の意見を聞いてほしいという要望がありました。</li><li>・避難訓練については、障がい者も交えた訓練の実施が求められています。</li></ul>

### ▼障害福祉サービス事業所

- ・人材については、事業所の理念と本人の方針等が合うか確認してからの採用を進めている。最初から専門性のある人材は少ないため、研修等を行い、専門性を持てるよう、育成を行っている。その他、ボランティアの受け入れをすすめていきたいという意見がありました。
- ・多くの事業所から、相談支援事業所の不足を指摘する意見があがっています。
- ・事業所間の交流や情報共有を充実させたいという意見もあがっています。

---

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

### 第1節 基本理念

#### 認め合い、支え合い、一人ひとりが自分らしく暮らせるまち ふじみ野

障がいのある人が、住み慣れた地域で自らの意思により選択・決定をし、自分らしく暮らしていくためには、様々な公的支援とともに、地域の中での支え合い、共生・共助のまちづくりが必要です。

本計画では、「認め合い、支え合い、一人ひとりが自分らしく暮らせるまち ふじみ野」を基本理念に掲げ、障がいのある人の視点に立ち、ライフステージに応じた切れ目のない支援を地域全体で進めることができるよう、様々な施策に取り組みます。



## 第2節 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標に基づき、施策を展開していきます。

### 基本目標1 お互いを理解し、支え合う地域づくりを進めます

---

地域共生社会の実現に向け、障がいのある人に対する社会の偏見や差別といった社会的障壁を取り除くための取組を推進するとともに、市民の理解と協力が得られるよう啓発活動及び権利擁護支援の推進を図ります。

### 基本目標2 地域で暮らし続ける体制をつくります

---

障がいのある人が地域で自分らしい生活を継続できるように、相談支援体制の充実をはじめ、地域の社会資源を最大限に活用したサービスの提供体制の整備を進めます。

### 基本目標3 一人ひとりの子どもによりそい、成長を支えます

---

障がいなどにより支援が必要な子どもの健やかな成長を支えていくため、保健・医療・福祉・教育、就労等の関係機関の連携を強化し、保護者への支援を含め、子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行っていただけるよう障がい児の支援体制の充実を図ります。

### 基本目標4 自立と社会参加の仕組みをつくります

---

障がいのある人一人ひとりが適性と能力を活かして仕事を持ち、継続して働けるように、雇用・就労の促進を図ります。

また、障がいのある人の多様な社会活動への参加を促進するため、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動の振興、交流機会の拡充などに取り組みます。

### 基本目標5 すべての人に住みやすいまちづくりを進めます

---

障がいのあるなしに関わらず、すべての人が安心して暮らせるように、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進するとともに、地域住民や関係機関との連携を図りながら、防災対策や防犯対策の充実に取り組みます。

### 第3節 施策の体系

基本理念

基本目標

施策の方向

施策(★ 重点施策)

認め合う、支え合う、一人ひとりが自分らしく暮らせるまちづくり

**基本目標 1**  
お互いを理解し、支え合う地域づくりを進めます

- 1 差別の解消と合理的配慮の推進
- 2 権利擁護支援の推進

- ▶ (1) 相互理解・啓発活動の推進 ★
- ▶ (2) 障がいを理由とする差別の解消
- ▶ (1) 成年後見制度の利用促進
- ▶ (2) 障がい者の虐待の防止

**基本目標 2**  
地域で暮らし続ける体制をつくります

- 1 相談支援体制の充実
- 2 地域生活を支えるサービスの充実
- 3 健康支援と医療サービスの充実

- ▶ (1) 相談体制の充実 ★
- ▶ (1) 包括的な支援体制の構築
- ▶ (2) 経済的支援の充実
- ▶ (3) 地域福祉活動の推進
- ▶ (1) こころとからだの健康づくりの推進
- ▶ (2) 医療・リハビリの充実

**基本目標 3**  
一人ひとりの子どもによりそい、成長を支えます

- 1 早期からの切れ目のない支援体制の充実
- 2 個性と特性、能力を伸ばす教育の推進

- ▶ (1) 障がい児の支援体制の充実
- ▶ (2) 早期療育、保育・教育支援の充実 ★
- ▶ (1) 教育相談・進路指導の充実
- ▶ (2) 特別支援教育の推進

**基本目標 4**  
自立と社会参加の仕組みをつくります

- 1 雇用・就労の促進
- 2 文化芸術活動、スポーツ等の振興
- 3 多様な活動への参加拡大の推進

- ▶ (1) 就労支援・定着支援の機能充実 ★
- ▶ (2) 福祉的就労の充実
- ▶ (1) 文化芸術活動、スポーツ等の振興
- ▶ (2) 自主的活動への支援
- ▶ (1) 多様な活動機会の充実
- ▶ (2) 移動支援の充実

**基本目標 5**  
すべての人に住みやすいまちづくりを進めます

- 1 バリアフリーの推進と生活環境の向上
- 2 情報のバリアフリーの推進と情報発信力の向上
- 3 防災と地域安全の対策の推進

- ▶ (1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
- ▶ (2) 居住の場の確保
- ▶ (1) 意思疎通支援の推進
- ▶ (2) 情報を利用しやすい環境づくり
- ▶ (3) 行政サービスの向上
- ▶ (1) 防災対策の推進 ★
- ▶ (2) 防犯対策の推進

## 第2部 第4期障がい者基本計画

本計画を進めるうえで特に重要となる施策を「重点施策」とし、該当する施策に「★」マークをつけています。

# 基本目標 1 お互いを理解し、支え合う地域づくりを進めます

施策の方向 1  
差別の解消と合理的配慮の推進

施策1 相互理解・啓発活動の推進 ★  
施策2 障がい者を理由とする差別の解消

施策の方向 2  
権利擁護支援の推進

施策1 成年後見制度の利用促進  
施策2 障がい者の虐待の防止

## 施策の方向 1 差別の解消と合理的配慮の推進

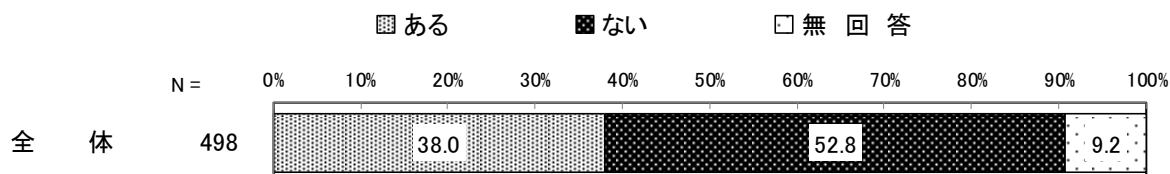
### 現状と課題

市内の小中学校では、社会福祉協議会と連携し、障がいのある人の講話や交流、福祉体験学習を実施しています。公民館においても、障がいのある人に対する理解の促進や交流機会の創出を図るため、講座等を開催して福祉について学ぶ機会をつくっています。

アンケート調査では、障がいがあることで不愉快な思いや経験をしたことがあるという回答が依然としてみられ、障がいのある人に対する不当な差別や社会的な障壁がなくなるように、市民の正しい理解をさらに深めていく必要があります。

また、障がいのある人の人権が守られるように、虐待防止対策の取組を強化していく必要があります。

### ▼障がいがあることでいやな思いや経験をしたこと(障がい者)



## 施策1 相互理解・啓発活動の推進 ★

**障がいや障がいのある人への正しい理解が深まるように、各種啓発活動等を行います。**

### 取組1 啓発活動の推進

- 障がいや障がいのある人に対する理解を深めてもらうことを目的とした記事を市報やホームページに定期的に掲載します。
- 障害者週間推進事業「ふれあい広場」などをはじめとして、障がいのある人もない人も相互に交流できる機会を提供します。
- 市民を対象としたユニバーサルマナー検定の実施や、図書館におけるバリアフリー資料の展示（りんごの棚）等を通じ、より多くの市民が障がい福祉について関心をもち、正しく理解してもらうためのきっかけをつくります。

### 取組2 相互理解の促進

- 各小中学校における福祉体験学習、特別支援学級と通常学級の交流学习、特別支援学校の児童・生徒が地域の学校で学ぶ機会を設ける支援籍学習など幼少期からの相互理解を促進します。
- 福祉教育の講師となる障がいのある人やボランティアを養成する講座を開催し、福祉教育の担い手の育成・支援に努めます。

## 施策2 障がいを理由とする差別の解消

**市全体で障がいのある人の差別解消と合理的配慮の提供の取組が展開されるよう、障害者差別解消法の浸透、啓発に取り組みます。**

### 取組1 障害者差別解消法の浸透

- 市民や企業に対し、障がいのある人の差別解消や合理的配慮に関する研修などを実施し、意識啓発を図ります。
- 障がい者が差別や不当な扱いを受けた際に相談しやすい環境整備に努めます。

## 施策の方向2 権利擁護支援の推進

### 現状と課題

成年後見制度は、自己決定権の尊重と、本人保護の観点から、精神上的の障害により判断能力が不十分であるために、契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人、保佐人、補助人が、その判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという趣旨の制度です。

本市では、令和2年4月に「ふじみ野市成年後見センター」を中核機関として開設しました。同センターでは、制度の利用に関する相談や手続きなどの相談を実施するとともに、市民後見人の養成、制度の理解を深めるために、専門家による講演会や出前講座の開催等の広報・啓発等総合的に取り組んでいます。

アンケートでは成年後見制度の利用意向については、「将来利用するかもしれないが、まだわからない」が46.2%と半数近くで、次いで「利用しない(23.7%)」、「制度がわからない(18.3%)」、「利用したい(5.8%)」となっており、本制度の周知を図っていく必要があります。

### 施策1 成年後見制度の利用促進

**障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、ふじみ野市成年後見センターを中核機関として、権利擁護支援に関する情報の提供や援助を行います。**

#### 取組1 成年後見制度利用支援の促進

- 関係機関と連携・調整を図り、成年後見制度に関する相談や情報提供、申立支援を実施し、制度の利用を促進します。
- 成年後見センターを中心に、市民に対し成年後見セミナーを開催したり、関係機関や障がい者団体に対し出前講座を実施したりするなど、成年後見制度について周知・啓発を図ります。
- 市民後見人養成講座を開催し、市民後見人の育成・支援に取り組めます。

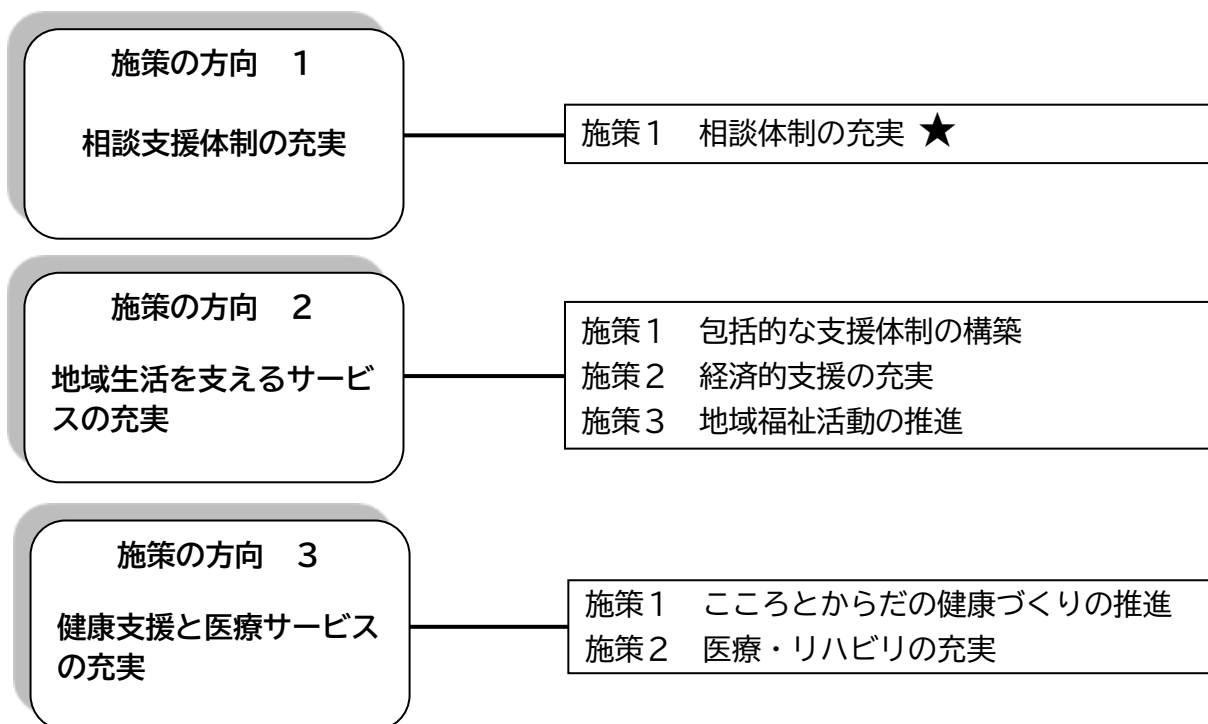
### 施策2 障がい者の虐待の防止

**障がいのある人の尊厳を傷つける様々な虐待の防止策に努めます。**

#### 取組1 虐待防止に向けた体制の整備

- 障害者虐待防止センター（障がい福祉課内）を中心に関係機関が連携し、障がいのある人への虐待の防止や早期の対応につながる体制づくりに取り組みます。
- 虐待に関する市民への正しい理解の普及啓発を継続して実施します。
- 市内の障害福祉サービス事業所等に対し、虐待防止研修を実施し、障がい者虐待の未然防止を図ります。

## 基本目標2 地域で暮らし続ける体制をつくります



### 施策の方向1 相談支援体制の充実

#### 現状と課題

障がいのある人が地域で暮らしていくためには、困ったときに頼りになる相談先があることや個々の様々なニーズに応じた相談支援を行っていくことが重要です。本市では、生活全般にわたる総合的な相談をワンストップで行えるように、大井総合福祉センター内の障がい者相談支援センターと障がい者就労支援センターを統合し、相談支援事業の機能強化を図っています。また、身近な相談窓口として、民生委員・児童委員の相談対応の向上を図る研修も実施しています。

アンケート調査では、相談先は多岐にわたりますが、知っている相談機関は、市役所障がい福祉課窓口が83.5%で特に高く、「保健センター」が60%、障がい者相談支援センターと障がい者就労支援センターはともに55%前後と前回よりも認知度が高くなっており、地域に定着してきているとうかがえます。

今後も職員の相談対応力の向上、関係機関との連携体制の強化により、複合的な課題にも対応できるよう重層的な支援体制の整備を図る必要があります。

## 施策1 相談体制の充実 ★

**障がいのある人やその家族が地域で安心して生活ができるように、総合的な相談支援が行える体制整備に努めます。**

### 取組1 切れ目のない相談支援が行える体制の確立

- 障がいのある人が生涯にわたって切れ目なく支援を受けられるように、関係機関の連携を強化し、必要な支援につなげます。
- 基幹相談支援センターを設置し、世代や分野を超えて受け止める包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。

### 取組2 相談支援事業の機能強化

- 基幹相談支援センターを核として、総合的・専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援事業者に対する指導・助言等、地域の相談支援体制の強化や障がいのある人の地域移行・地域定着の促進に向けた取組を進めます。



## 施策の方向2 地域生活を支えるサービスの充実

### 現状と課題

本市では、障害福祉サービス等の提供基盤の整備に努めていますが、社会資源が限られている中、障がいのある人の高齢化・重度化等により今後、サービスに対するニーズはさらに増加・多様化することが予想されます。

アンケート調査でも、障害福祉サービスの利用意向としては、現在の利用者は継続した利用を希望しており、家族等の介助者についても、加齢に伴い、介助者の負担軽減という観点からも各種サービスの充実が求められます。

そのため、社会資源を効果的に活用する方法の検討や事業者の参入促進、地域の見守り活動や地域力をいかした支援の導入に向けた調査研究など、ボランティアの育成・支援を含めて、地域生活の支援体制の充実を図ることが必要です。

### 施策1 包括的な支援体制の構築

**障がいのある人の高齢化や重度化、家族支援も含めた複合的課題にも対応できるよう地域における包括的な支援体制を構築します。**

#### 取組1 障害福祉サービス等の充実

- 日中活動の場の充実や共生型サービスの活用などニーズに応じてきめ細かなサービスが提供されるよう、質と量の両面からサービスの提供体制の充実を図ります。
- 地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備を基本として、地域生活支援拠点<sup>※4</sup>等の整備を進めます。

### 施策2 経済的支援の充実

**障がいのある人の経済的自立と、その家族の生活の安定を図ります。**

#### 取組1 経済的支援の充実

- 各種手当の支給や補助、貸付制度、減免制度等について、ガイドブックやホームページ等を活用し、対象となる人に分かりやすい情報提供及び利用に当たっての支援を行います。

### 施策3 地域福祉活動の推進

**地域の資源を活用し、多様な主体による様々な支援策を取り入れ、地域共生社会実現に向けた地域づくりを進めます。**

#### 取組1 地域社会の支援基盤の整備

- 社会福祉協議会支部による小地域福祉活動を推進し、交流事業や見守り活動を通じたボランティア活動の推進、地域コミュニティの活性化に努めます。
- 「つながる相談窓口」において、社会福祉法人の地域における広域的な取り組みと地域を繋ぐことにより、障がいのある人を支援する地域ネットワークの構築に努めます。

#### ※4 地域生活支援拠点

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」の備え、入所施設や精神科病院からの地域移行等を推進するために、障がいのある人を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目的とした仕組みです。

## 施策の方向3 健康支援と医療サービスの充実

### 現状と課題

本市では、各種保健事業を通じて障がいの原因となる疾病等の早期発見・早期療養及び重症化予防など市民の心身の健康支援を行っています。引き続き、各種保健事業の利用・参加を促進して障がいのある人の健康の保持・増進に活かしていくことが必要です。また、医療は障がいの種別や状況によっても異なりますが、障がいのある人が安心して暮らしていくためには、保健所や近隣市町と連携した医療情報の収集や情報提供体制の強化などにより、保健・医療体制の充実を図っていく必要があります。

### 施策1 心とからだの健康づくりの推進

**障がいのある人の健康保持のため、心とからだの健康づくりを推進します。**

#### 取組1 心とからだの健康づくりの推進

- 『ふじみ野元気・健康プラン』に基づき、生活リズムの確立、生活習慣病の予防、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、歯科・口腔の健康といった多角的なアプローチにより、乳幼児から高齢者に至るまで、切れ目のない健康づくりへの支援を行います。
- 病気についての正しい知識の普及や自ら健康づくりに努められるように、各種講座、元気健康フェア、元気・健康マイレージ事業等を推進します。

#### 取組2 精神保健の啓発

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場を中心として、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築について検討します。
- ふじみ野市精神保健福祉連絡会を活用し、精神障がいに対する理解を促進するための啓発活動を検討・実施していきます。

## 施策2 医療・リハビリの充実

**障がいのある人が安心して医療機関で受診できるように、保健所、医師会、歯科医師会、関係機関、近隣市町と協力しながら、保健・医療体制の充実に努めます。**

### 取組1 医療環境の向上

- 医療機関受診時の意思疎通支援の充実など、障がいのある人の受診環境の向上に努めます。
- 医師会、歯科医師会と連携し、地域医療体制や初期救急医療体制の整備・充実に向けて取り組みます。

### 取組2 医療費の助成

- 医療やリハビリテーションなどの医療費に関する負担を軽減するため、自立支援医療や重度心身障害者医療費の助成などを行います。

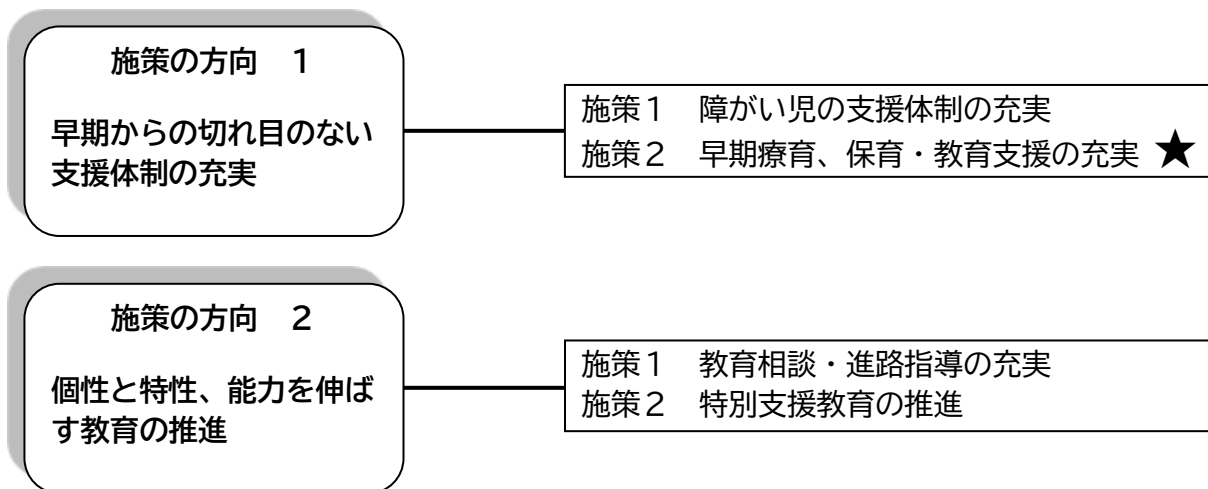
### 取組3 難病患者支援の充実

- 難病患者が地域で安心して療養しながら暮らしていけるよう、保健所等の専門機関との連携や指導を求めながら、情報提供等の支援を行います。

### 取組4 感染症対策の取組

- 市民や障害福祉サービス事業所等に対し、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症の予防、感染拡大防止策の周知啓発を行うとともに、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築に努めます。

# 基本目標3 一人ひとりの子どもによりそい、成長を支えます



## 施策の方向1 早期からの切れ目のない支援体制の充実

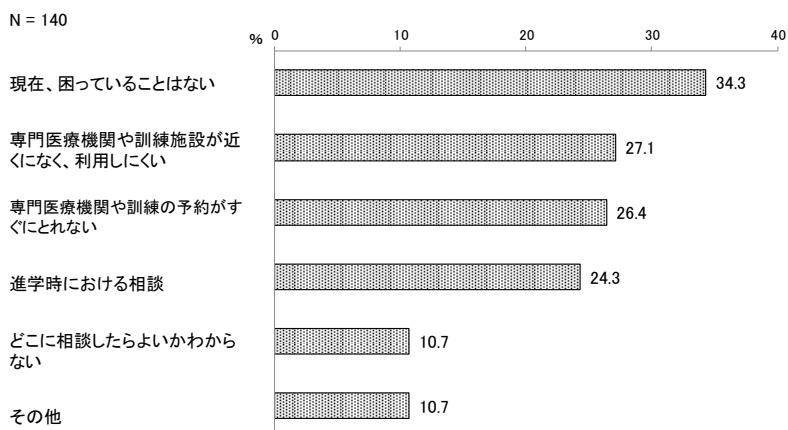
### 現状と課題

障がいのある子ども一人ひとりの個性を生かしながら将来の自立を見据えて、その成長段階に応じた支援とともに、保護者に対して乳幼児健診などの機会をきっかけに切れ目のない支援を連動して行えるように、身近な地域で必要な支援を受けられる体制を構築することが重要な課題です。また、医療的ケアが必要な障がいのある子どもへの支援も重要な課題となっています。

本市では、ふじみ野市児童発育・発達支援センターを中核とし、関係機関と連携して地域の療育支援体制を確保しており、子どもと保護者の支援に取り組んでいます。

アンケート調査においても障がい児の保護者の回答では、発育・発達の相談や施設等で困っていることは「現在、困っていることはない」が34.3%と前回調査（17.1%）よりも多くなっており、支援体制の充実につながっていることがうかがえますが、一方で「専門医療機関や訓練施設が近くになく、利用しにくい」、「専門医療機関や訓練の予約がすぐにとれない」といった意見や「進学時における相談」に関する不安もうかがえます。

### ▼発育・発達の相談について困っていること(障がい児・上位5項目・複数回答)



## 施策1 障がい児の支援体制の充実

**関係機関との連携により、障がいのある子どもの支援体制の強化及び支援の質の向上を図ります。**

### 取組1 障がい児の支援体制の充実

- 障がいの発見からその後の支援機関への一貫した切れ目のない支援を行うため、地域自立支援協議会の子ども部会を中心に、保健・福祉・医療等の関係部課、関係機関の連携を強化します。
- 医療的ケア児については、医療的ケア児支援協議会において支援のあり方等を検討します。

## 施策2 早期療育、保育・教育支援の充実 ★

**適切な発育・発達支援につなげられるように、疾病や障がいの早期発見、早期療育、相談体制の強化等に努めます。**

### 取組1 疾病や障がいの早期発見、早期療育の推進

- 妊産婦訪問、乳幼児訪問、乳幼児健診を通じて、疾病や障がいの早期発見に取り組めます。
- 専門的な発育発達相談により、障がい児通所支援、さくらんぼ教室の利用等の早期療育につなげます。

### 取組2 障がい児の保育・教育の推進

- 障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で発達状況に応じた保育・教育を受けられるように、保育所等訪問支援、障がい児巡回指導、巡回相談を通じた受入れ体制への支援や援助方法等に関する研修の充実を図ります。

### 取組3 放課後児童クラブ等における障がいのある児童の受入れ

- 放課後児童クラブや放課後子ども教室において児童が放課後を安全に過ごせるように、支援員、指導員の加配や資質の向上等環境の整備に努めます。

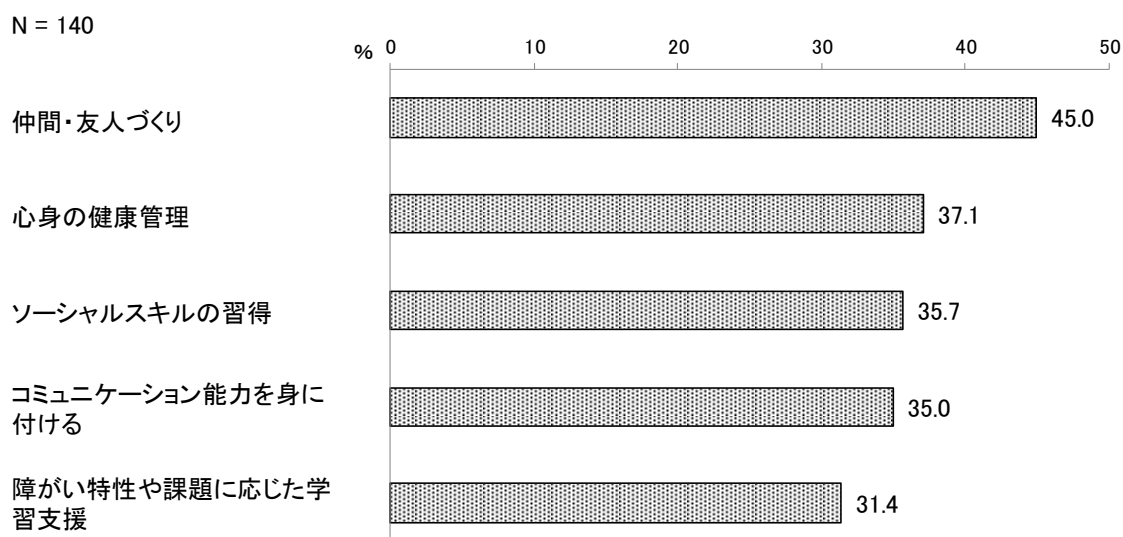
## 施策の方向2 個性と特性、能力を伸ばす教育の推進

### 現状と課題

本市では、特別支援学級と通級指導教室の設置により子どもの成長段階に応じた特別支援教育を推進しています。また、医師や専門家、保護者、関係機関と連携を図りながら、障害児就学支援委員会で障がいのある児童・生徒のための教育支援の向上に向けて審議を重ねています。児童・生徒が個に応じた適切な教育を受けられるよう、障がいのある児童・生徒の教育環境の場のさらなる充実を図っていく必要があります。

また、アンケート調査からは、これからの学びの場や社会参加、仲間・友人づくりに対する関心が高い様子がうかがえます。児童・生徒の状況をふまえて、卒業後を見据えた教育支援や進路相談のさらなる充実が図れるよう、関係機関との連携を強化して取り組んでいく必要があります。

#### ▼学校卒業後、円滑な日常生活などを送るのに必要な支援(障がい児・上位5項目・複数回答)



## 施策1 教育相談・進路指導の充実

**本人の個性や障がいの特性、本人や家族の意向等を尊重した教育支援が切れ目なく行えるように、引き続き教育相談・進路相談の充実に努めます。**

### 取組1 教育相談・進路指導の充実

- 一人ひとりの能力や適性に応じた適切な教育相談や就学相談ができるよう、特別支援教育コーディネーター研修や教育相談研修の充実、WISC検査<sup>※5</sup>の効率化を図ります。

## 施策2 特別支援教育の推進

**障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ機会が拡充するように、教育環境の整備を図ります。**

### 取組1 特別支援教育の推進

- 特別支援教育の手立てを必要とする児童生徒がいる小中学校に対して特別支援学級の設置を目指し、保育所（園）や幼稚園、児童発育・発達支援センターなどからの情報収集等を行い、児童生徒の障がいの様子や保護者の要望などの把握に努めます。
- 障がいに対する理解や支援方法等の研修を実施するなど、受入れ体制の充実及び教育環境の整備を図り、インクルーシブ教育システムの実現を目指します。

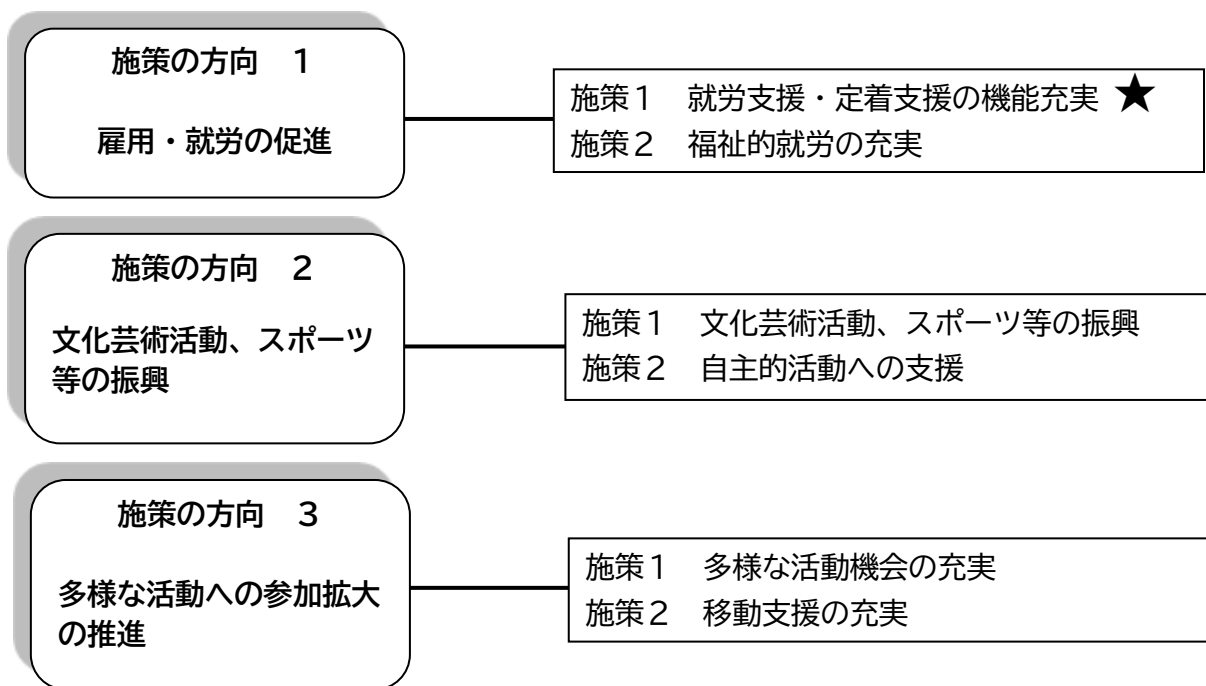
---

#### ※5 WISC 検査

5歳0カ月～16歳11カ月の子どもを対象にした、世界でも広く利用されている代表的な児童用知能検査です。全体的な知的能力や記憶・処理に関する能力を測ることができるため、発達障害の診断やサポートに活用されます。



## 基本目標4 自立と社会参加の仕組みをつくります



### 施策の方向1 雇用・就労の促進

#### 現状と課題

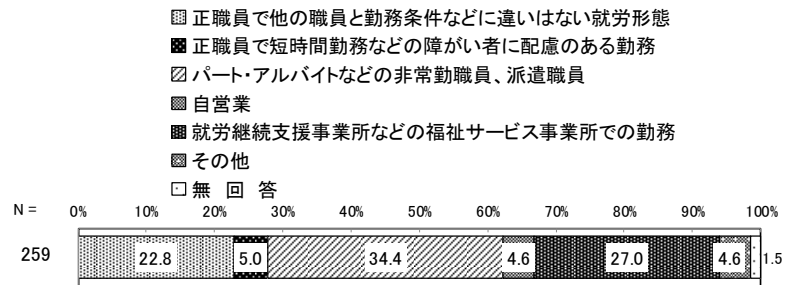
本市では、障がい者相談・就労支援センターが障がいのある人への就労支援体制の中核を担い、関係機関と連携して就労支援、職場定着支援を推進していますが、一方で就労の場の不足や継続して就労することが難しいなどの課題もあります。

アンケート調査では、現在「働いている」人が回答者の52.0%で前回調査（48.0%）よりやや高くなっています。今後の就労意向も「(今後も)就労したい」が67.5%と高く、潜在的なニーズの高さがうかがえます。国においても、障害者雇用促進法が順次改正されており、障がいのある人の働く環境づくりを地域で拡充し、働き続けられるための取組が一層重要となっています。

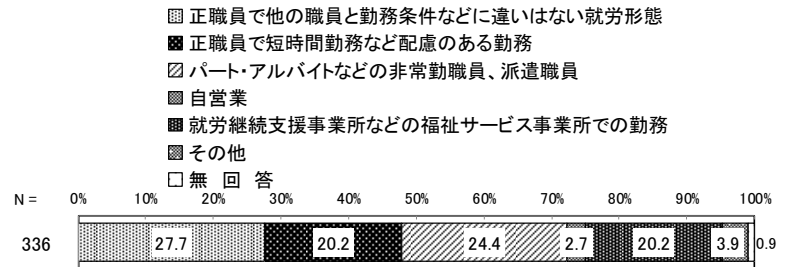
また、就労形態については「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」が3分の1を占めていますが、今後希望する就労形態は「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない就労形態」や、「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」、「正職員で短時間勤務など配慮のある勤務」と「就労継続支援事業所などの福祉サービス事業所での勤務」など多様となっており、その人が希望する働き方や職種などを踏まえた就労支援が求められています。



### ▼現在の就労形態(障がい者)



### ▼希望の就労形態(障がい者)



## 施策1 就労支援・定着支援の機能充実 ★

**障がい者相談・就労支援センターの機能強化を図り、総合的な就労支援や雇用拡大、職場定着支援に取り組みます。**

### 取組1 就労支援の充実

- 障がい者相談・就労支援センターを中核として、関係機関と連携し、障がいのある人の職業相談、職業準備支援、職場開拓、職場定着支援等に取り組みます。
- 地域自立支援協議会の就労支援部会を中心に、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等の関係機関による就労支援ネットワークの構築を目指します。

### 取組2 事業主への雇用の啓発

- 市内の中小企業等に対し、セミナー等を活用して障がい者雇用に対する理解を深めてもらうための働きかけを行うとともに、各種就業支援策について周知します。

### 取組3 市職員への雇用の促進

- 法定雇用率を基準として採用を進め、能力と適性にあった雇用を図るとともに、職場環境の向上に努めます。

## 施策2 福祉的就労の充実

**福祉施設等において生産活動を行う福祉的就労の充実を図ります。**

### 取組1 優先調達の推進

- 障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等の提供する物品・サービスの優先購入(調達)を推進します。

### 取組2 就労継続支援の推進

- 一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会提供を通じて必要な訓練を行う就労継続支援事業を推進します。

## 施策の方向2 文化芸術活動、スポーツ等の振興

### 現状と課題

本市では、障がい者スポーツを取り入れたイベントの開催や芸術作品の展示会等自主的活動を行うサークル等への活動の場の提供などを行っています。

国では、平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進していく方針が示されました。

文化芸術活動やスポーツ活動等が、障がいのある人の生きがいづくりや余暇活動の向上という観点だけでなく、潜在的な能力開発や交流機会の創出にもつながるように推進していく必要があります。

### 施策1 文化芸術活動、スポーツ等の振興

**文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動など、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに取り組みます。**

#### 取組1 文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の振興

- 障がいのある人が安全に楽しみながら文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動に参加し、障がいの有無や障がいの種別・程度を超えて交流ができるように、指導者の確保・育成や活動の場の整備、元気・健康フェアやアートフェスタ等のイベントの開催及び参加支援など、継続して実施します。

### 施策2 自主的活動への支援

**充実した余暇活動の機会や仲間とレクリエーション等を楽しむ場を提供します。**

#### 取組1 自主的活動への支援

- 障がいのある人のサークル活動に対し、施設利用の支援や情報提供等を行うとともに、レクリエーション大会や作品展等を開催する場を提供します。
- 障がいのある人に対して生涯を通じた学習機会を提供するため、参加しやすい配慮や機会の充実を図ります。

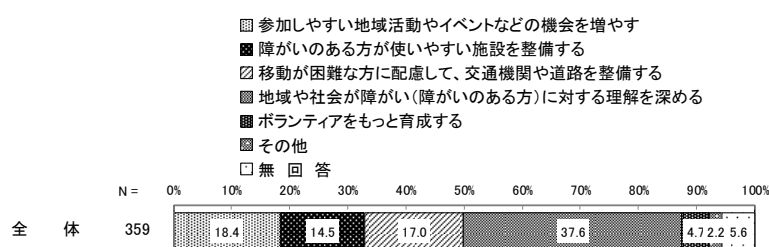
## 施策の方向3 多様な活動への参加拡大の推進

### 現状と課題

本市では、イベント開催時の手話通訳者や要約筆記者の派遣、福祉タクシー等による移動手段の充実を図るなど、障がいのある人の多様な社会参加や交流活動の振興に努めています。

一般市民へのアンケートでは、障がい者が社会に積極的に参加するために重要だと思うこととして、「地域や社会が障がい（障がいのある方）に対する理解を深める」が37.6%と多く、次いで「参加しやすい地域活動やイベントなどの機会を増やす（18.4%）」、「移動が困難な方に配慮して、交通機関や道路を整備する（17.0%）」などがあげられており、社会参加のための場や機会の拡充と参加を支援するための取組が必要です。

#### ▼障がい者が社会に積極的に参加するために重要なこと（一般市民）



### 施策1 多様な活動機会の充実

#### 様々な分野における活動の機会や場の拡充を図ります。

##### 取組1 社会参加のための環境づくり

- 障がいの特性に配慮したイベント情報の発信、手話通訳者や要約筆記者の派遣、障がいのある人が様々なイベント等に参加しやすい環境づくりに取り組み、地域における交流機会の創出に努めます。

##### 取組2 障がい者団体等の活動への支援

- 障がいのある人の積極的な社会参加や交流を促進するため、各団体の自主性を尊重しながら活動支援に努めます。

### 施策2 移動支援の充実

#### 外出や積極的な社会参加につながるよう、移動支援の充実に努めます。

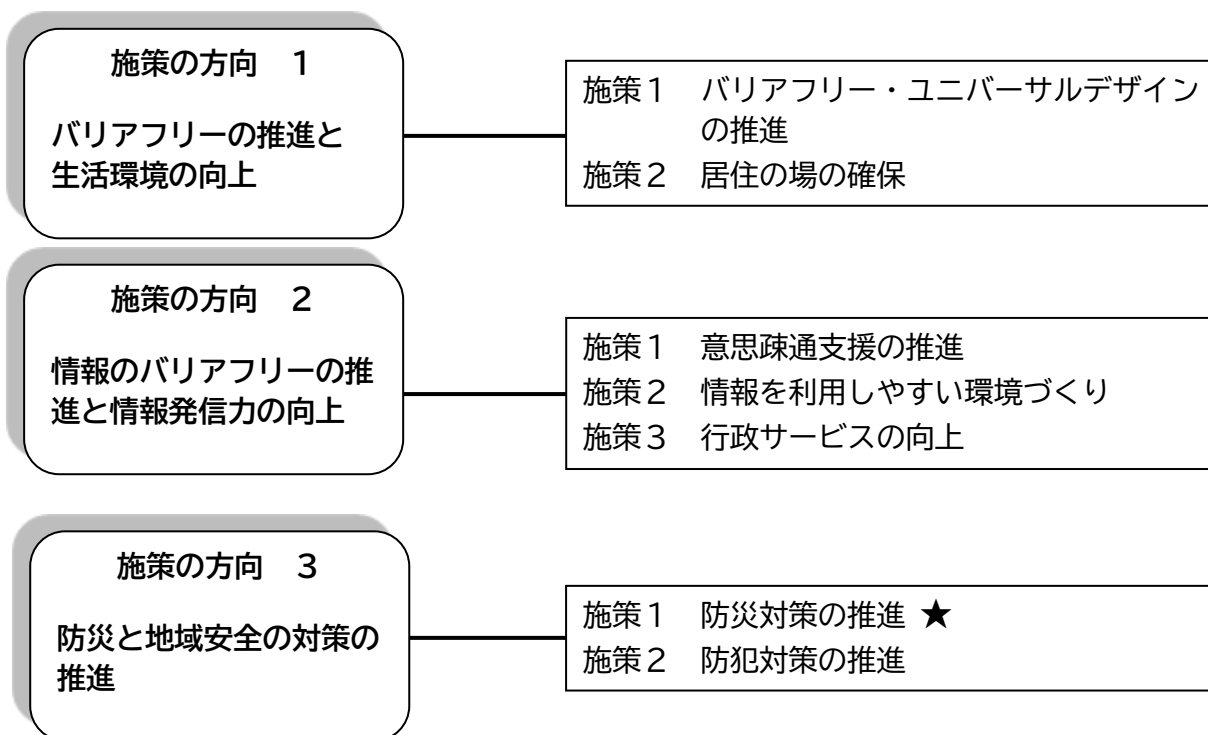
##### 取組1 外出や移動手段の充実

- 外出、余暇活動等の社会参加を支援するため、福祉タクシーやお出かけサポートタクシーの利用、自動車の利用等に関する各種助成、福祉車両や車いすの貸出事業等を行います。

##### 取組2 公共交通機関の整備促進

- ふじみん号（市内循環ワゴン）は、外出支援の一助となるように、引き続き、障がいのある人の意見等を踏まえながら改善を図ります。

# 基本目標5 すべての人に住みやすいまちづくりを進めます



## 施策の方向1 バリアフリーの推進と生活環境の向上

### 現状と課題

本市では、誰もが安全に安心して生活できるようにバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に努めていますが、アンケート調査や障がい者団体ヒアリング調査では、道路や駐車場の利用のしやすさや雨天時の安全性に対する意見等があげられています。また、公共施設でバリアフリー化を進めてほしいところとして「道路」と「駅」が多くあがっています。住みやすさについては、ふじみ野市に住みやすさを感じている回答は多くみられますが、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進は障がいのある人の社会参加にもつながるため、今後も継続的に環境整備に取り組んでいく必要があります。

将来望む生活については、全体では「家族と一緒に生活」が多いものの、障がい種別によっては「グループホームでの共同生活」や「一般の住宅での一人暮らし」を希望する割合も高くなります。

障がいのある人の生活の選択肢が広がるように、法制度の動向を踏まえ、居住の場の確保に向けて取り組んでいく必要があります。

## 施策1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

**障がいの有無に関わらず、すべての人が利用しやすい社会環境の構築に向け、バリアフリーとユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。**

### 取組1 人にやさしいまちづくりの推進

- 庁舎、道路、公園などのバリアフリー化・利用環境改善に努めるとともに、誰もが快適に安心して使えるよう環境整備を進めていきます。
- 障がいのある人をはじめ、すべての人にやさしいまちづくりを推進するため、「埼玉県福祉のまちづくり条例<sup>※6</sup>」及び「埼玉県建築物バリアフリー条例<sup>※7</sup>」に基づき、障がいのある人に配慮した建築設計について、建築主や設計者等に対し、周知を図っていきます。
- 障がいのある人への理解や支援、コミュニケーションをとる一助となるように様々な機会を通じて、ヘルプマーク<sup>※8</sup>をはじめ、障がいのある人に関するシンボルマークの周知を図ります。

## 施策2 居住の場の確保

**障がいのある人が住み慣れた地域で生活することができるよう、居住の場の確保や地域で生活し続けるための支援を行います。**

### 取組1 居住の場の確保・充実

- 地域生活を支える場として今後も需要が見込まれるグループホームの必要性について、事業者へ情報提供を行います。
- 地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備を基本として、地域生活支援拠点等の整備を進めます。

### 取組2 住宅改修費等の助成促進

- 重度の身体障がいがある人の日常生活における利便を図るため、居室、浴室、トイレ等の住宅改修費の一部を助成・貸付けする制度について周知し、利用促進に努めます。

---

#### ※6 埼玉県福祉のまちづくり条例

誰でも利用しやすい施設の整備促進など福祉のまちづくりの施策を推進し、全ての県民が安心して生活し、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の実現をめざす条例です。

#### ※7 埼玉県建築物バリアフリー条例

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に基づき、平成20年7月に公布された条例で、銀行や店舗、ホテル、学校など多くの方が利用する建築物の出入口や廊下、エレベーター、トイレなどの整備基準を定めたものです。

#### ※8 ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。

## 施策の方向2 情報のバリアフリーの推進と情報発信力の向上

### 現状と課題

本市では平成28年12月に手話言語条例を制定し、手話という言語の普及に努めており、手話通訳者や要約筆記者の派遣などの意思疎通支援事業や、補聴器などの情報・意思疎通支援用具などの給付を行っています。

また、市政に関する情報を障がいのある人が入手しやすくなるように市ホームページを改善するなど、障がいのある人のウェブアクセシビリティ<sup>※9</sup>の向上に努めています。市報や議会広報誌についても、点字や音声コードにより情報提供を行っています。

情報化が進み、市民生活も変化している中、障がいのある人の生活において、必要な情報を円滑に入手して活用してもらえるように支援することは重要です。障がいの特性や年齢により情報入手のしやすさは異なることから、今後も情報へのアクセス環境や発信する内容等について、障がいのある人の視点に立って、検討していく必要があります。

### 施策1 意思疎通支援の推進

**社会生活上の意思疎通を円滑にするために手話通訳者や要約筆記者等の派遣事業に取り組みます。**

#### 取組1 手話言語条例の周知

- 手話言語条例の周知を図ることにより、手話の普及に努め、身近なコミュニティの中で会話ができる社会を目指します。
- 聴覚、言語機能、音声機能などの障がいがある人に対し、情報保障を図るため、手話通訳者や要約筆記者等の派遣事業を推進します。
- 遠隔での手話通訳や休日夜間等においても緊急時の対応が図れるよう、人材確保のための養成研修の実施に努めます。

※9 ウェブアクセシビリティ

高齢者や障がい者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できることです。



## 施策2 情報を利用しやすい環境づくり

**広報紙やホームページなど、障がいのある人が利用しやすくなるように、情報を入手して利用しやすい環境づくりに努めます。**

### 取組1 ウェブアクセシビリティの向上

- 市ホームページ等で提供される情報を支障なく利用できる環境を確保するため、「ウェブアクセシビリティ方針」に基づき、職員に対して啓発や研修等を行い、職員のウェブアクセシビリティ能力向上を図ります。

### 取組2 障がいの特性に配慮した情報提供手段の充実

- 市の発行する広報紙、パンフレット、ガイドブック等について、録音テープの作成、音声コードの付与、漢字へのルビ振り、専門用語等への注釈づけなど、様々な障がいに配慮した情報提供を行います。

### 取組3 視覚障がい者等の読書環境の整備

- 障がいのある人が図書館を利用しやすいように、障がいの状況に応じて対面朗読の実施や大活字本、録音図書、LLブック、マルチメディアデージー<sup>※10</sup>などを収集し提供します。

## 施策3 行政サービスの向上

**職員が率先して、障がいのある人への理解を深め、適切な接遇を実施します。**

### 取組1 職員等の理解促進

- 市職員が障がいの特性を理解し、障がいのある人に対して、より適切な対応が図れるよう、「窓口における障がいのある方への配慮マニュアル」等を活用するとともに、接遇について学ぶ機会の充実に努めます。

### 取組2 窓口対応の充実

- 庁舎をはじめ公共施設の施設内に、障がいのある人に配慮した分かりやすい案内表示を行います。
- 障がいのある人の視点に立ち、関係課間での情報の共有、記入用紙等における分かりやすい用語の使用、簡素化等について検討し、窓口等における手続きの負担軽減を図ります。

---

#### ※10 マルチメディアデージー

視覚に障がいのある人だけでなく、加齢などにより文字が見えにくかったり、発達障がいのある人など活字による読書が困難な人に対し、文字や音声、画像を同時に再生できるデジタル録音図書のことです。

## 施策の方向3 防災と地域安全の対策の推進

### 現状と課題

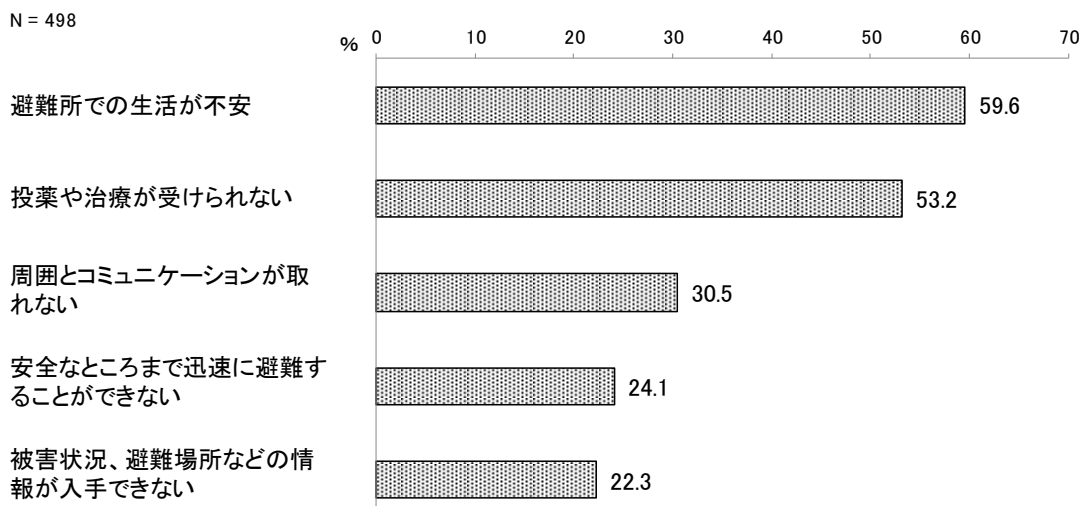
近年、地震や水害など全国的に大規模災害が相次ぎ、近い将来の発生が危惧されている首都直下地震では甚大な被害が発生することが想定されています。

本市では、避難の時に支援が必要な人を平常時から把握し、避難行動要支援者名簿<sup>※11</sup>を作成するとともに、介護や介助が必要な高齢者や障がいのある人のための福祉避難所の指定を行っています。

アンケート調査では、災害時の投薬や治療、避難所生活等に不安を感じている人が多く、障がいにより不安を感じる内容も異なっています。そのため、避難誘導や避難所生活のあり方等、様々な障がいのある人の利用を想定した対応策等を検討していく必要があります。

また、障がいのある人が犯罪被害やトラブルに巻き込まれるケースがあるため、防犯対策についても充実を図る必要があります。

#### ▼災害時に困ること(障がい者・上位5項目・複数回答)



### 施策1 防災対策の推進 ★

**避難行動要支援者名簿や福祉避難所等の周知を継続するとともに、障がいのある人の意見を踏まえ、防災対策の強化に取り組みます。**

#### 取組1 緊急通報体制の充実

- 防災行政無線による通報の他、放送の聞き逃しのないように、電話自動応答サービスや放送内容メールを配信します。
- 緊急時・災害時にも速やかに、障がいのある人にも確実に情報が届くように、障がい特性に応じた情報伝達手段について研究・検討し、順次導入を図ります。

#### ※11 避難行動要支援者名簿

災害対策基本法に基づき、大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする人(避難行動要支援者)を、あらかじめ登録しておく名簿です。



## 取組2 災害時の地域支援体制の整備

- 避難行動要支援者名簿の情報提供について障がいのある人などへの同意を得ながら、名簿の作成及び情報提供を行い、地域の支援者に対し協力を呼びかけます。
- 避難支援の必要性が特に高い医療的ケア児を対象とした個別支援計画の作成を進めます。

## 取組3 避難体制の整備

- 福祉避難所用の備蓄物資を充足していくとともに、避難所における新型コロナウイルスなどの感染症対策の実施及び総合防災訓練や台風等の対応を検証していくことで、障がいのある人が安心して避難できるような支援体制の確立に努めます。

## 施策2 防犯対策の推進

**障がいのある人が巻き込まれる犯罪被害を防止するため、警察をはじめとする関係機関と連携しながら注意喚起を行い、防犯対策に一層取り組みます。**

### 取組1 防犯対策の推進

- 消費生活センターや警察署などから犯罪被害等の情報を入手し、広報紙やホームページへの掲載、SNSの活用、講習会の開催、イベントを活用した啓発活動など、注意喚起を図っていきます。

第3部 第6期障がい福祉計画・  
第2期障がい児福祉計画

# 第1章 基本方針

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定に係る国の基本指針では、障がい者の地域生活への移行や就労支援、地域共生社会の実現といった課題に対応するため、これまでの「福祉施設の入所者の地域生活への移行」「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」「福祉施設から一般就労への移行等」「障がい児支援の提供体制の整備等」の5つに加え、「相談支援体制の充実・強化等」「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」についての目標（成果目標）設定が示されています。また、目標の達成に向けて、定期的な状況確認を行うべき指標（活動指標）として、障害福祉サービス・障害児福祉サービス等の種類ごとの見込量や確保のための方策を定めることとしています。

本市では、国の基本指針及び埼玉県の方針を踏まえるとともに、前計画の実績や市の現状と課題を勘案し、令和5年度を目標年度とする成果目標及び令和3年度から5年度までの各年度における活動指標を定めます。総合的かつ計画的に、障害福祉サービス等を提供することにより、計画の基本理念及び基本目標の実現を目指します。

## ▼成果目標と活動指標の関係

成果目標	成果目標を達成するために設定する活動指標
<b>1 福祉施設の入所者の地域生活への移行</b> ◎地域生活移行者の増加 ◎施設入所者の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 訪問系サービスの利用者数、利用日数</li> <li>● 生活介護の利用者数、利用日数</li> <li>● 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数</li> <li>● 就労移行支援の利用者数、利用日数</li> <li>● 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数</li> <li>● 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数</li> <li>● 共同生活援助の利用者数</li> <li>● 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数</li> <li>● 施設入所支援の利用者数</li> </ul>
<b>2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</b> ◎1年以上長期入院患者数(65歳以上)の減少 ◎1年以上長期入院患者数(65歳未満)の減少 ◎入院後3か月時点の退院率の上昇 ◎入院後6か月時点の退院率の上昇 ◎入院後1年時点の退院率の上昇	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自立訓練(生活訓練)の利用者数、利用日数</li> <li>● 就労移行支援の利用者数、利用日数</li> <li>● 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数</li> <li>● 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数</li> <li>● 共同生活援助の利用者数</li> <li>● 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数</li> </ul>

成果目標	成果目標を達成するために設定する活動指標
<p>3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実</p> <p>◎地域生活支援拠点等の確保・充実 ◎年1回以上の運用状況の検証及び検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自立訓練(生活訓練)の利用者数、利用日数</li> <li>● 就労移行支援の利用者数、利用日数</li> <li>● 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数</li> <li>● 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数</li> <li>● 共同生活援助の利用者数</li> <li>● 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数</li> <li>● 計画相談支援の利用者数</li> </ul>
<p>4 福祉施設から一般就労への移行等</p> <p>◎福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 ◎就労移行支援事業の利用者の増加 ◎就労定着支援事業の利用者の増加 ◎就労定着支援事業の定着率の増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就労移行支援の利用者、利用日数</li> <li>● 就労定着支援の利用者、利用日数</li> <li>● 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)</li> <li>● 就労継続支援事業所における工賃等</li> </ul>
<p>5 障がい児支援の提供体制の整備等</p> <p>◎児童発達支援センターの設置 ◎重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 ◎医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 ◎医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童発達支援の利用児童数、利用日数</li> <li>● 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数</li> <li>● 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数</li> <li>● 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数</li> <li>● 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数</li> <li>● 短期入所(福祉型、医療型)の利用児童数、利用日数</li> <li>● 障害児相談支援の利用児童数</li> <li>● 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数</li> </ul>
<p>6 相談支援体制の充実・強化等</p> <p>◎総合的・専門的な相談支援の実施 ◎相談支援事業者への専門的な指導・助言の実施 ◎相談支援事業者の人材育成の支援の実施 ◎相談機関との連携強化の取組の実施 ◎基幹相談支援センター等の体制整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談支援事業者への指導・助言件数</li> <li>● 相談支援事業者の人材育成の支援件数</li> <li>● 相談機関との連携強化の取組の実施回数</li> </ul>
<p>7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p> <p>◎障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組 ◎障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証 ◎障害福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県が実施する研修への市職員の参加人数</li> <li>● 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有体制の構築と実施回数</li> <li>● 県が実施する指導監査の適正実施と共有体制の構築及び共有回数</li> </ul>

## 第2章 成果目標

### 第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### (1) 第5期計画（前計画）の目標値と実績

国及び県では、平成28年度末の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行するという方針でした。本市では平成28年度末時点の福祉施設入所者（62人）のうち9%にあたる6人の地域移行を目標としました。

項目	令和2年度目標	令和元年度実績
地域生活移行者数	6人	0人

#### (2) 第6期計画の成果目標

国の指針	● 令和元年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減する。
県の考え方	● 地域生活移行者数は国と同様6%以上とするが、施設入所者の削減数は入所待機者が年々増加しており、特に強度行動障がいや重度の重複障がいなどによる地域生活が困難な人が多数入所待ちをしている状況であるため設定しない。

市の考え方	● 県同様、施設入所者の削減は目標に設定せず、地域生活への移行者については6%以上を目標とします。
-------	---

成果目標	令和5年度目標
地域生活移行者数	4人／65人(移行率 6.2%)

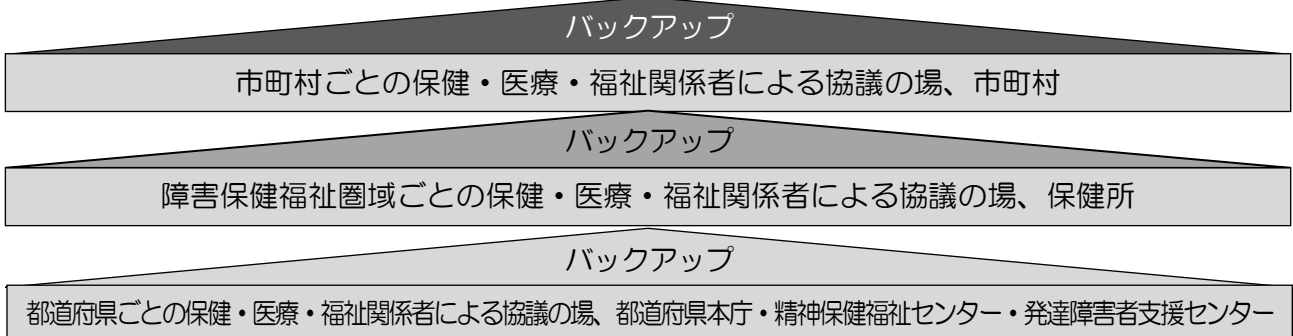
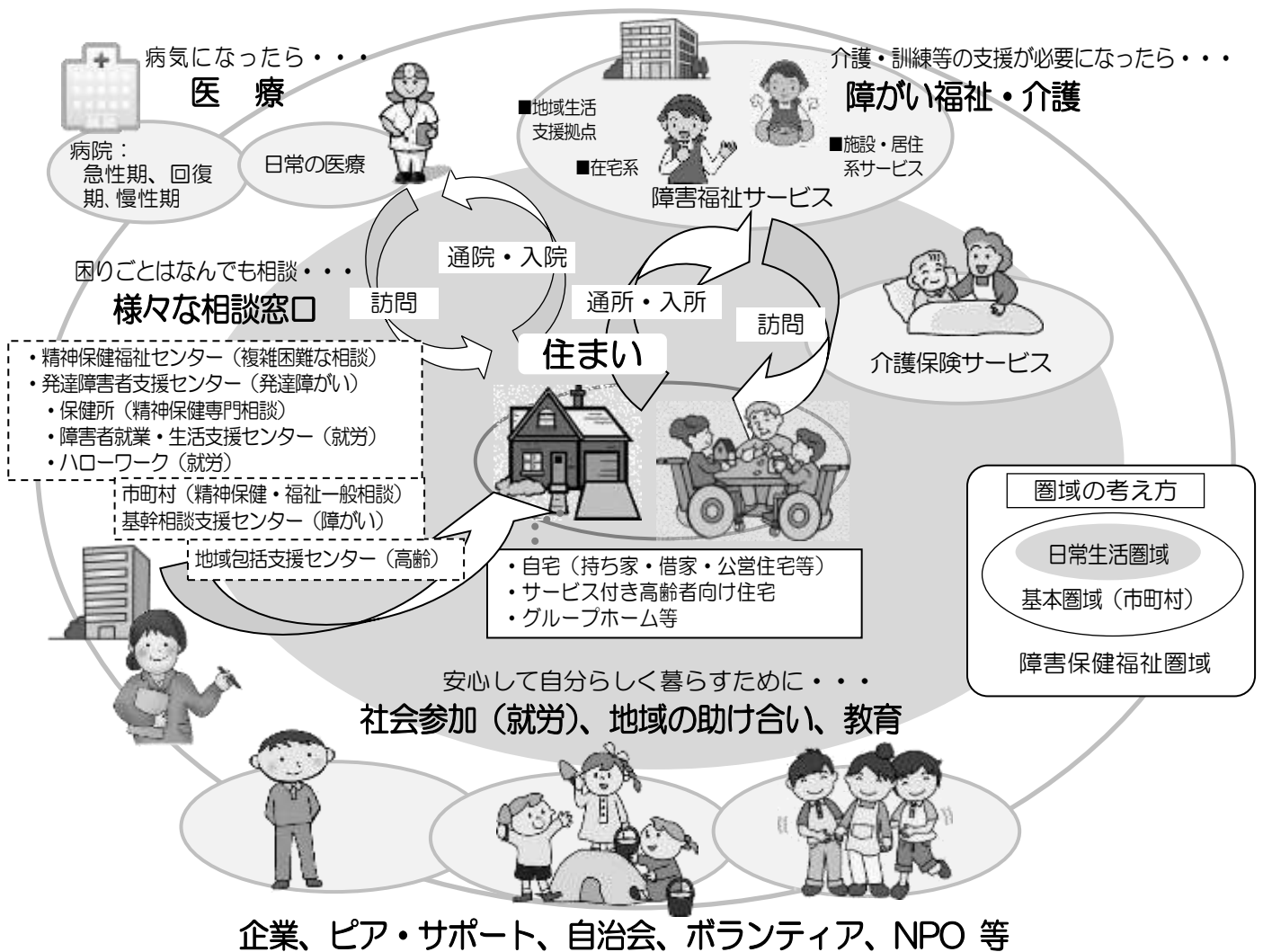
## 第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### (1) 第5期計画の目標値と実績

保健、医療、福祉関係者による協議の場を令和2年度末までに設置することを目標としました。

令和2年度、地域自立支援協議会に協議の場として精神の部会を設置しました。同部会を中心として、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築について検討します。

#### ▼精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(イメージ)



厚生労働省資料より

## 第3節 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

### (1) 第5期計画の目標値と実績

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障がい者の地域での生活を支えるための多機能拠点（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）として、地域生活支援拠点等の整備を進めることという国の方針が示されました。

本市では令和2年度末までに1か所を整備することを目標として、検討を進めました。が、整備までに至らなかったため、第6期計画期間において引き続き整備に向けた検討を行います。

### (2) 第6期計画の成果目標

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度末(令和2年度末から延長)までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。</li> </ul>
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>国基本指針のとおり</li> </ul>

市の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域自立支援協議会の相談支援部会を中心に、基幹相談支援センターを核とした拠点の検討を行い、整備後は運用状況の検証及び検討を行います。</li> </ul>
-------	--

成果目標	令和5年度目標
地域生活支援拠点等の確保・充実	地域における複数の機関が分担して5つの機能を担う体制の面的整備型での整備を目指します。 (整備手法は、この他に5つの機能を1か所の拠点に集約する体制の多機能拠点整備型があります。)
年1回以上の運用状況の検証及び検討	実施

## 第4節 福祉施設から一般就労への移行等

### (1) 第5期計画の目標値と実績

本市では、平成28年度の一般就労への移行実績に基づき、令和2年度の目標を20人としました。

項目	令和2年度目標	令和元年度実績
一般就労移行者数	20人	10人
就労移行支援事業利用者数	28人	27人

### (2) 第6期計画の成果目標

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加</b> 令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。このうち、就労移行支援事業については1.30倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。</li> <li>● <b>一般就労への定着</b> 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。</li> </ul>
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国基本指針のとおり</li> </ul>

市の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和元年度の実績に基づき、目標を設定します。</li> </ul>
-------	--

成果目標	令和5年度目標
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	13人(1.3倍)
うち就労移行支援事業利用者数	9人
うち就労継続支援A型事業利用者数	1人
うち就労継続支援B型事業利用者数	3人
うち就労定着支援事業利用者数	10人(7割)



## 第5節 障がい児支援の提供体制の整備等

### (1) 第1期の目標値と実績

第1期計画では既に達成済みであったものも含め、設定した目標を全て達成しました。

項目	令和2年度目標	令和2年度実績
児童発達支援センターの設置数	1か所	1か所
保育所等訪問支援の体制	有	有
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	3か所 (※共生型を含む)
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所	3か所 (※共生型を含む)
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	設置 ※平成30年度末	設置 ※平成31年3月

### (2) 第6期計画の成果目標

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>児童発達支援センターの設置</b> 各市町村に1か所以上(圏域設置可)</li> <li>● <b>保育所等訪問支援の充実</b> すべての市町村において体制を構築</li> <li>● <b>重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</b> 各市町村に1か所以上(圏域設置可)</li> <li>● <b>医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置</b> 令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</li> </ul>
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国基本指針のとおり</li> </ul>

市の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 目標値については現状維持とし、引き続きサービスの充実に努めます。</li> </ul>
-------	--

成果目標	令和5年度目標
児童発達支援センターの設置数	1か所
保育所等訪問支援の体制	有
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	3か所
関係機関等が連携を図るための協議の場の設置数	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有

## 第6節 相談支援体制の充実・強化等

### (1) 第6期計画の成果目標

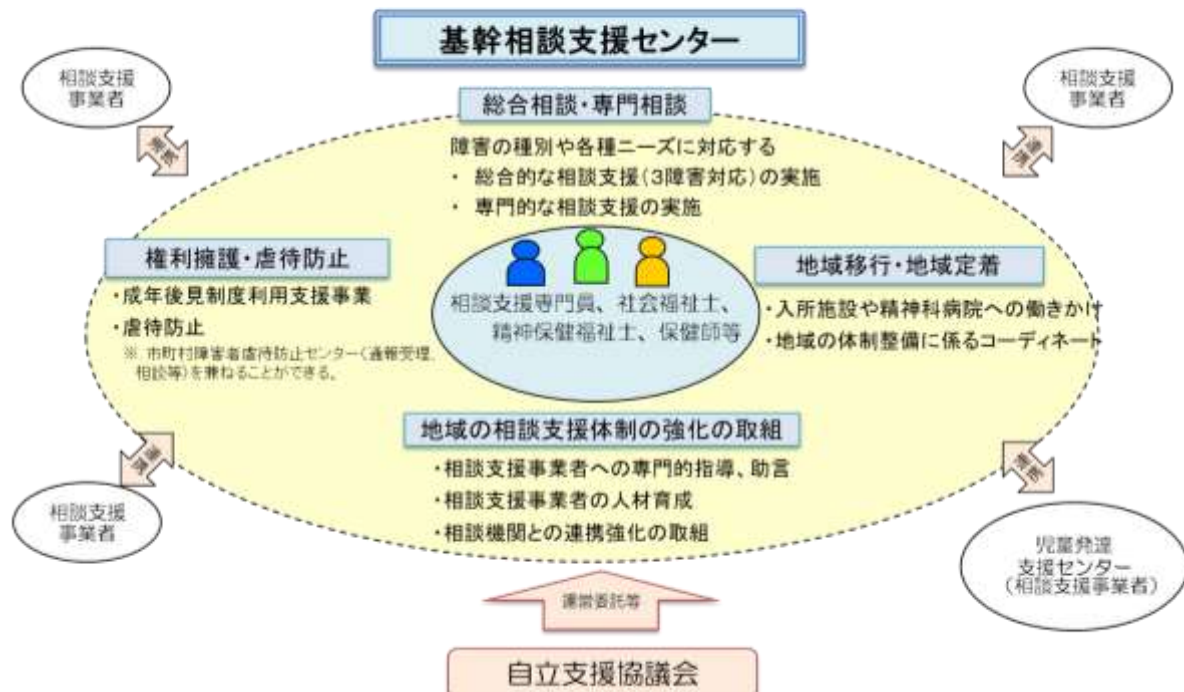
国の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、基幹相談支援センター等による総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。</li> </ul>
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>国基本指針のとおり</li> </ul>

市の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹相談支援センターを設置し、目標達成に取り組みます。</li> </ul>
-------	---

成果目標	令和5年度目標
総合的・専門的な相談支援の実施・地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	有

#### ▼基幹相談支援センターの役割(イメージ)

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。



## 第7節 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### (1) 第6期計画の成果目標

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質の向上に向けた体制を構築することを基本とする。</li> </ul>
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国基本指針のとおり</li> </ul>

市の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域自立支援協議会の部会を活用しながら、障害福祉サービス等の質の向上に向け、実態の把握と検証を行います。</li> </ul>
-------	--

成果目標	令和5年度目標
障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証	実施
障害福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築	有

## 第3章 障害福祉サービスの見込量

### 第1節 訪問系サービス

#### 現状と課題

訪問系サービスでは、月間の利用者数は居宅介護（ホームヘルプ）で微減がみられますが、同行援護や行動援護の利用者は微増しています。また、アンケート調査において、訪問系サービスの中では行動援護の利用希望が16.7%と高くなっています。

今後は、介護者の高齢化や障がいの重度化、施設・病院からの地域移行促進を要因とする需要増に加え、利用者の障がい特性や生活環境などにより、サービスに求められる内容がより一層多様化していくことが予想されます。

サービス名		内容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事、掃除、洗濯などの介護を行います。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動の補助を行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、必要な介護や外出時の移動の補助などを行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人で、介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。

#### 見込み量確保のための方策

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、サービスの充実を図る観点から必要量を見込みます。

サービス事業者と連携して必要なサービス量を確保するとともに、事業者間の情報共有の場の設定や研修会の実施などを通じて、継続的にサービスの質と量の両面を確保します。

サービス名	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	時間	2,793	2,678	2,615	2,693	2,693	2,693
	人	116	117	112	118	118	118
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	1,698	1,639	1,654	1,654	1,654	1,654
	人	76	71	72	72	72	72
重度訪問介護	時間	407	354	354	354	354	354
	人	1	1	1	1	1	1
同行援護	時間	229	275	210	275	275	275
	人	13	17	14	17	17	17
行動援護	時間	459	410	401	410	410	410
	人	26	28	25	28	28	28
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

(注)見込量及び実績値は1か月当たりの平均値(令和2年度の実績値は見込み)です(以下同様)。

## 第2節 日中活動系サービス

### 現状と課題

日中活動系サービスでは、生活介護と就労継続支援（B型）の利用者が多く、両方とも利用者は増加傾向で推移しています。あわせて、第5期計画期間は就労移行支援利用者が30人前後と安定的な利用となっており、就労定着支援も含め就労につながるサービスの利用が増大しています。また、アンケートでは、日中活動系サービスの中では、就労継続支援（A型・B型）と就労定着支援、短期入所の利用希望が15%を超えて多くみられます。

短期入所の利用者も微増していますが、生活介護や短期入所は提供する事業所数が十分とはいえない状況です。

	サービス名	内容
日中活動系サービス	生活介護	常に介護が必要な人に、おもに昼間に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	自立訓練（機能訓練）	身体障がい者等に対して、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、相談及び助言、必要な支援を行います。
	自立訓練（生活訓練）	知的障がい者や精神障がい者等に対して、入浴、排せつ及び食事等の日常生活に必要な訓練、相談及び助言、必要な支援を行います。
	宿泊型自立訓練	夜間の居住の場を提供し、生活能力等の維持・向上のための訓練を行うとともに、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
	就労移行支援	一般企業などで働きたい人に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援（A型＝雇用型・B型＝非雇用型）	一般企業などで働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労した人の職場定着に向けて、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などを行います。
	療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供します。
	短期入所	介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

### 見込み量確保のための方策

各サービスについて、身近な地域での日中活動の場を確保する観点から、見込量を設定します。

サービス事業者との連携を図りながら、新規事業所の開設や既存事業所の定員増加などを促進し、必要なサービス量を確保します。

サービス名	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日	2,433	2,598	2,705	2,854	3,011	3,179
	人	125	132	135	141	146	152
自立訓練 (機能訓練)	人日	1	19	24	24	24	24
	人	1	1	2	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)	人日	97	77	70	80	80	80
	人	6	4	4	5	5	5
宿泊型自立訓練	人日	52	50	50	50	50	50
	人	2	2	2	2	2	2
就労移行支援	人日	353	454	522	612	702	810
	人	22	27	29	34	39	45
就労継続支援 (A型)	人日	306	298	314	314	314	314
	人	16	16	16	16	16	16
就労継続支援 (B型)	人日	2,883	2,971	3,025	3,049	3,128	3,211
	人	167	174	175	179	184	189
就労定着支援	人日	1	6	13	22	22	22
	人	1	5	8	10	10	10
療養介護	人	7	7	7	7	7	7
短期入所 (福祉型)	人日	305	335	306	327	327	327
	人	26	27	24	25	25	25
短期入所 (医療型)	人日	25	27	24	27	27	27
	人	5	6	6	6	6	6

## 第3節 居住系サービス

### 現状と課題

グループホームの利用は増加しており、施設入所支援は入所待機者もみられます。アンケート調査では、知的障がい者で将来望む生活の場としてグループホームなどの共同生活できる場とする回答が16.7%みられ、共同生活援助の利用希望も全体で15.7%みられます。施設・病院からの地域移行や親亡き後の課題に対応するためには、地域における居住の場を適切に確保する必要があります。

サービス名		内 容
居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	主として夜間に、施設に入所する人に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしを希望する人に、定期的な巡回訪問などをし、相談・助言などを行います。

### 見込み量確保のための方策

現在施設に入所している人の地域への移行と、入所待機者の人数を踏まえ、見込量を設定します。

ひとり暮らし等の多様なニーズに対応できるようグループホーム等の居住の場を確保します。

サービス名	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	31	37	45	55	67	83
施設入所支援	人	63	66	64	64	65	65
自立生活援助	人	0	0	0	1	1	2



## 第4節 相談支援

### 現状と課題

相談支援の利用は増加傾向にあり、アンケート調査や関係団体の意見からも様々な相談、専門的な相談のニーズが増大していると考えられ、引き続き利用の増加が見込まれます。

一方で、増加するサービスの利用者数に対し、計画相談事業所数や相談支援専門員の数は不足しており、サービス事業者からの意見でも、福祉人材の不足や業務量の増大、困難事例への対応などの課題があげられています。

サービス名		内 容
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスの利用にあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービスの利用状況を検証します。
	地域移行支援	施設や精神科病院等からの退所・退院にあたり、地域移行支援計画を作成するとともに、住居の確保その他必要な支援を行います。
	地域定着支援	単身での地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談や訪問等を行います。

### 見込み量確保のための方策

計画相談支援については、サービスの支給決定に伴い必要な人数を見込みます。

利用者一人ひとりに対し、十分な支援を行うことができるよう、新規の事業所が参入しやすい環境を整備し、相談支援専門員の段階的な増員を図っていきます。

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）については、基幹相談支援センターを中心に施設や病院等への周知・啓発に努め、地域への移行と定着を促進します。

サービス名	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	72	87	81	87	96	106
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	2
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	2

## 第4章 地域生活支援事業の見込量

### 第1節 必須事業

#### 1 理解促進研修・啓発事業

##### 現状と課題

障がいに関することや障がいのある人に対する理解を促進するため、障害者週間に「ふれあい広場」を開催し、講演会や障がい者団体の活動発表、授産製品の販売などを行っています。

障がいのある人に対する不当な差別や社会的な障壁がなくなるよう、継続的に啓発活動に取り組む必要があります。

##### 見込み量確保のための方策

「ふれあい広場」などの啓発事業やユニバーサルマナー検定など、障がいに対する市民の理解を深めてもらうための研修、各小中学校における福祉体験学習などを通じて、差別や偏見の解消に取り組みます。

サービス名	第5期実績値			第6期見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

#### 2 自発的活動支援事業

##### 現状と課題

障がい者団体に対する活動支援とあわせて、病気や家族の関わり方などをテーマとした家族教室などを開催しています。

今後は、一般市民の参加につながるような取組も検討する必要があります。

##### 見込み量確保のための方策

引き続き障がい者団体の自発的な活動を支援し、団体間の情報共有や新しい団体の活動にもつながるよう環境整備を進めます。

サービス名	第5期実績値			第6期見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

### 3 相談支援事業

#### 現状と課題

障がい者相談・就労支援センターにおいて障がい者の生活全般に関し、総合的な相談が行えるよう相談支援体制の強化を図っています。

一方で、より一層多様化・複雑化する相談事例に迅速かつ的確に対応するための包括的な体制整備が求められています。

サービス名		内容
相談支援事業	相談支援事業	障がい者やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行います。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能を強化するために必要とみられる専門的職員の配置や、地域の相談支援事業者等へ専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組などを行います。
	住宅入居等支援事業	賃貸住宅への入居にあたって、必要な入居支援や関係機関による支援体制の調整等を行います。

#### 見込み量確保のための方策

基幹相談支援センターを設置し、同センターを核とした総合的な相談支援体制を構築します。

サービス名	第5期実績値			第6期見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業者への指導・助言				実施	実施	実施
相談支援事業者の人材育成の支援				実施	実施	実施
相談機関との連携強化の取組				実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

## 4 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

### 現状と課題

利用実績に大きな変化はみられませんが、介護者の高齢化等により、ニーズが徐々に高まることが予想されます。

令和2年4月にふじみ野社会福祉協議会大井支所内にふじみ野市成年後見センターがオープンしました。同センターでは、制度の利用に関する相談や手続きなどの相談を実施するとともに、市民後見人の養成、制度の理解を深めるために、専門家による講演会や出前講座の開催等の広報・啓発等総合的に取り組んでいます。

サービス名	内 容
成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない障がい者等のために、成年後見制度の利用にあたっての支援や必要となる経費の一部の助成を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

### 見込み量確保のための方策

成年後見センターを中核機関として、4つの機能（①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能）に取り組んでいきます。また、利用者にとってのメリットが実感できるよう制度の運用に努めます。

サービス名	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	4	2	3	3	4	5

## 5 意思疎通支援事業

### 現状と課題

手話通訳者派遣事業は、年間を通じて利用は横ばい状態にあります。市主催事業への派遣をはじめ、通院や公的機関の窓口などへの派遣依頼などがあります。

サービス名	内 容
意思疎通支援事業	聴覚障がい者に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置等により、社会生活における意思疎通の仲介等の支援を行います。

### 見込み量確保のための方策

派遣依頼のニーズに応えられるように、研修などを通じて人材の育成に努めるとともに、意思疎通に支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるように体制を整備します。また、手話言語条例の周知とあわせて、事業の充実を図ります。

サービス名	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	件/年	246	213	230	230	230	230
要約筆記者派遣事業	件/年	6	6	6	6	6	6
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1

## 6 日常生活用具給付等事業

### 現状と課題

日常生活用具給付等事業は、排泄管理支援用具の利用が多くなっています。  
より使いやすい制度となるよう、人工喉頭や人工呼吸器用自家発電機を追加するなど給付品目の見直しも行っています。

サービス名	内 容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練いす、訓練用ベッドなど
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置など
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計など
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置など
排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつ、収尿器など
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

### 見込み量確保のための方策

事業者と調整しながら、利用希望者一人ひとりの状況に合わせた適切な用具の給付に努めます。

サービス名	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	2	8	5	5	5	5
自立生活支援用具	件/年	13	6	10	10	10	10
在宅療養等支援用具	件/年	7	6	7	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	件/年	14	33	24	24	24	24
排泄管理支援用具	件/年	1,954	2,093	2,024	2,062	2,101	2,141
居住生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	1	0	0	1	1	1

## 7 手話奉仕員養成研修事業

### 現状と課題

手話や聴覚障がい者への理解を深め、地域の誰もが安心して暮らせる環境づくりのため、講習会への参加促進を図る必要があります。

### 見込み量確保のための方策

身近な地域でより多く手話奉仕員が活動できるように、市手話通訳者の養成を目指した講習会の実施と通訳者のスキルアップのための研修会を実施します。

サービス名	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人	21	21	21	21	21	21

## 8 移動支援事業

### 現状と課題

移動支援事業の利用は、大きな変化は見られませんが、アンケート調査では、利用率と比較すると利用希望が高くなっています。

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に、外出のための支援を行います。

### 見込み量確保のための方策

障がい者の社会参加を促進するため、利用者の状況やニーズを踏まえ、必要量を見込みます。

引き続きサービス事業者と連携し、継続的にサービスの質と量を確保します。

サービス名	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	時間	726	662	362	700	700	700
	人	55	50	32	52	52	52

## 9 地域活動支援センター

---

### 現状と課題

平成28年度にⅡ型の事業所が生活介護に移行したため、現在、施設はありません。

サービス名	内 容
地域活動支援センター	障がい者に対して、創作的活動又は生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等を行います。

### 見込み量確保のための方策

地域自立支援協議会の部会などを活用し、障がいのある人が、地域において自立した日常生活や社会生活が送れるよう、地域活動支援センターの設置に向けた検討を行います。



## 第2節 任意事業

障がいのある人の自立した日常生活又は社会生活を営むための事業として、日常生活支援や社会参加に関する事業を実施します。

サービス名	内 容
日中一時支援事業	家族の就労や緊急時、あるいは一時的な休息を図るため、日中の活動の場を提供し、見守りや社会適応訓練等の支援を行います。
訪問入浴サービス事業	家庭において入浴することが困難な障がい者に対し、訪問入浴サービスを実施します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	生産活動の範囲拡大と移動の利便性を高め、自立更生を促進することを目的に、自動車運転免許の取得及び自動車を改造する費用の一部を助成します。
更生訓練費給付事業	施設で更生訓練を受ける障がい者に対して、更生訓練費の支給を行い、社会復帰の促進を図ります。

## 第5章 障害児福祉サービスの見込量

### 第1節 障害児通所支援、障害児相談支援等

#### 現状と課題

市内の事業所数の増加に伴って、児童発達支援及び放課後等デイサービスは利用が大きく伸びています。

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活の適応訓練などに加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や学校休業日に、生活能力の向上のための訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児及び保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児福祉サービスを利用する児童に、障害児支援利用計画案を作成するとともに、定期的にサービスの利用状況を検証します。

#### 見込み量確保のための方策

障がい児とその家族が成長段階に応じた切れ目のない支援を受けられるよう見込量を設定します。

障害児相談支援については、事業所数が不足していることから、サービス量の安定的な確保に向けて、引き続き新規事業所の参入促進に努めます。

また、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連携を強化し、医療的ケア児に対する支援の充実を図ります。

サービス名	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日	882	909	906	928	957	991
	人	103	108	116	125	133	142
医療型 児童発達支援	人日	5	15	3	5	10	10
	人	2	2	1	1	2	2
放課後等 デイサービス	人日	2,230	2,437	2,682	2,913	3,189	3,494
	人	185	198	211	225	240	256
保育所等 訪問支援	人日	8	6	5	6	8	12
	人	6	5	4	6	8	12
居宅訪問型 児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	44	44	53	61	72	87
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	1	1	1	1	1	1

## 第2節 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制

障がいの有無にかかわらず、希望に沿った子ども・子育て支援等の利用ができるように、保育所等における障がい児の受入れ体制を確保します。

また、臨床発達心理士等の有資格者による巡回相談を充実させ、早期発見・早期療育の推進とあわせて保育士等のスキルアップを図ります。

### ▼保育所等巡回相談の実績値

	単位	実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育所(園)	人/年	156	127	114
認定こども園	人/年	5	10	10
幼稚園	人/年	67	69	60

## 第6章 その他の障がい者（児）への支援体制

### ▼発達障がい者等に対する支援

サービス名	単位	第6期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	3	12	12

### ▼精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

サービス名	単位	第6期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	6	6	6
精神障がい者の地域移行支援	人/年	1	1	2
精神障がい者の地域定着支援	人/年	1	1	2
精神障がい者の共同生活援助	人/年	8	10	12
精神障がい者の自立生活援助	人/年	1	1	2

## 第4部 計画の推進体制

## 1 庁内の推進体制の整備

---

計画を確実に実施していくために、地域自立支援協議会の意見・提言を踏まえ、庁内のふじみ野市障害福祉計画等策定委員会の調査及び研究を活用して推進体制の整備に努めます。

また、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるように研修の機会の確保に努め、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めます。

## 2 計画の点検・管理体制

---

計画の着実な推進のために、障がいのある人やその家族、関係団体等との意見交換を行い、地域自立支援協議会の意見・提言を踏まえて庁内の組織を活用した計画の進捗状況の点検・管理に努めます。

## 3 県及び近隣市町との調整・協力

---

障がい福祉施策の推進にあたっては、市町村の枠を越えた各種サービスの面的・計画的な整備とネットワークの構築を図ることで、効率的、効果的なサービスの提供等が可能となります。

そのため、県及び近隣市町と連携を図りながら調整・協力し合い、より効率的、効果的な事業の運営に努めます。

